1 県税の税率等の推移

(1) 県民税,事業税,不動産取得税,道府県たばこ税

锐日			年度	25	26	27	28	29	30
税目		ſ	個人					(創設) 均等割 年 100 円 所得割 所得税の 5%	
	道府							(創設) 均等割 年 600 円 法人税割 法人税額の 5%	法人税割 5.4%
道	県	ì.	去人						
	民								
	税	利	子割						
		/m	事業主控除等	免税点 25,000 円		基礎控除 年 38,000円	基礎控除 年 50,000円	基礎控除 年 70,000円	基礎控除 年 100,000 円
府	事	個	税率	第 1 種事業 8% 第 2 種事業 8% 特別所得稅 第 1 種業務 6.4% 第 2 種業務 8%				第 1 種事業 8% 第 2 種事業及び第 3 種事業 6% 助産婦業等 4%	
		人	その他					特別所得税を事業税 第3種事業とした。	
県	業	法	税率	普通法人 12% 特別法人 8% 収入金額課税法人 1.6%				普通法人 年 50 万円以下 10% 年 50 万円超及び清算 所得 12% 収入金額課税法人 1.5%	
	税								
税		人	その他		申 告 付 度 採用			生命保険事業を収入 金額課税とし,運送 業(鉄・軌道事業を 除く。)を所得課税と した。	損害保険事業を収入金額 課税とした。
	不	動産取	1得税					(創設) 税率 3%	(免税点) 土地 1万円 家屋 (建築) 10万円 家屋 (その他) 5万円
		府ば界消						(創設) $\frac{5}{\text{税率}} \frac{115}{115}$	

31	32	33	34	35	36	37	38	39
所得割 5.5%	所得割 6%	所得割 7.5%	所得割 8%			所得割 150万円以下 2% 150万円超 4%		
基礎控除 年 120,000 円			基礎控除 年 200,000円		事業主控除と 名称変更			事業主控除 年 220,000 円
	第 1 種事業課税所得年 50 万円以下6%年 50 万円超8%					第 1 種事業 5% 第 2 種事業 4% 第 3 種事業 5% 助産婦業等 3%		
	普通法人 年 50 万円以下 8% 年 100 万円以下 10% 年 100 万円超及び 清算所得		 普通法人 年50万円以下 7% 年100万円以下 8% 年200万円以下 10% 年200万円超及び清算所得 12% 特別法人 年50万円以下 7% 年50万円超及び清算所得 8% 			普通法人 年 100 万円以下 6% 年 200 万円以下 9% 年 200 万円超及び清 算所得 12% 特別法人 年 100 万円以下 6% 年 100 万円超及び清 算所得 8%		普通法人 年 150 万円以下 6% 年 300 万円以下 9% 年 300 万円超及び清 算所得 12% 特別法人 年 150 万円以下 6% 年 150 万円超及び清 算所得 8%
	地方鉄・軌道事業を所得課税とした。							
								(免税点) 土地 5万円 家屋 (建築) 15万円 家屋 (その他) 8万円
税率 8%						税率 9% 課税標準の改正		

40	41	42	43	44	45	46	47
	分割課税に係る 所得割は当分の 間算出税額の 90%						
法人税割 5.5%	法人税割 5.8%	均等割 (ア)資本の金額又 は出資金額が 1,000万円以 下の形人等 年 600円 (イ)資本の金額又 は出資金額が 1,000万円を 超える法人 年 1,000円			法人税割 5.6%		
事業主控除 年 240,000 円	事業主控除 年 250,000 円	事業主控除 年 270,000円			事業主控除 年 320,000円	事業主控除 年 360,000 円	事業主控除 年 600,000円
				専業専従者控 除に完全給与 制採用			
	農業組合法人の 行う農業は非課 税						
		税率 10.3%					

48	49	50	51	52
			均等割 年 300 円	
	法人税割 5.2%	法人税割 (中小法人等について は5.2%) (特例条例)	均等割 (ア) 資本の金額又は出資金額が 1億円を超える法人(公共法人,公益法人等で均等割のみ を課されるものを除く。以下 (イ)の法人について同じ。)及び 保険業法に規定する相互会社 年 6,000円 (イ)資本の金額又は出資金額が 1千万円を超え1億円以下である法人 年 3,000円 (ア) (ア)及び(イ)の法人以外の法人 等 年 1,800円	均等割 (ア) 資本の金額又は出資金額が 1億円を超える法人(公共法人,公益法人等で均等割のみを課されるものを除く。以下(介の法人について同じ。)及び保険業法に規定する相互会社年 20,000円(イ)資本の金額又は出資金額が1千万円を超え1億円以下である法人年6,000円(ヴ)(ア)及び(イ)の法人以外の法人等年2,000円
事業主控除 年 800,000 円	事業主控除 年 1,500,000円	事業主控除 年 1,800,000円	事業主控除 年 2,000,000円	事業主控除 年 2,200,000 円
	普通法人 年 300 万円以下 6% 年 600 万円以下 9% 年 600 万円超及び清算 所得 12% 特別法人 年 300 万円以下 6% 年 300 万円超及び清算 所得 8%	普通法人 年 350 万円以下 6% 年 700 万円以下 9% 年 700 万円超及び清算 所得 12% 特別法人 年 350 万円以下 6% 年 350 万円超及び清算 所得 8%		
(免税点) 土地 10万円 家屋 (建築) 23万円 家屋 (その他) 12万円				

53	54	55	56
		均等割 年 500 円	
均等割 (7) 資本の金額又は出資金額(保険業法に規定する相互会社にあっては、純資産額として政令で定めるところにより算定した金額。以下(分から(エ)において同じ。)が50億円を超える法人年200,000円(イ)資本の金額又は出資金額が10億円を超え50億円以下である法人年100,000円(ケ)資本の金額又は出資金額が1億円を超え10億円以下である法人年20,000円(エ)資本の金額又は出資金額が1千万円を超え1億円以下である法人年6,000円(オ)(ア)〜(エ)の法人以外の法人等年2,000円			法人税割 6.0% (中小法人等については5.0%) (特例条例 56.8.1 施行)
			税率 4% (7月1日から) ・昭和56年1月1日前に住宅以外の家屋の新築 工事に着手した者が、その家屋を昭和57年12 月31日までに取得した場合 ・昭和61年6月30日までに住宅を取得した場合

57	58	59	60	61
			均等割 年 700 円	
	均等割 (プ) 資本等の金額が 50 億円を超える法人 年額 300,000 円 (人) 資本等の金額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人 年額 200,000 円 (ヴ) 資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人 年額 40,000 円 (エ) 資本等の金額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人 年額 12,000 円 (オ) (ア)から(エ)の法人以外の法人等 年 4,000 円	均等割 (7) 資本等の金額が 50 億円を超える法人 年額 750,000 円(イ) 資本等の金額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人 年額 500,000 円(サ) 資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人 年額 100,000 円(コ) 資本等の金額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人 年額 30,000 円(オ) (7)から(コ)の法人以外の法人等 年 10,000 円		
			事業主控除 年 2,400,000 円	
				住宅を取得した場合の税 率の特例措置を昭和 64 年 6月 30 日まで延長
			税率 従価格 8.1% 従量割 1,000 本につ き 200 円	特例税率(61. 5. 1~ 61. 3. 31 の間) 従量税 1,000 本につき 360 円

62	63	元	2	3	4	5
	所得割 130万円以下 2% 130万円超 3% 260万円超 4%	所得割 500 万円以下 2% 500 万円超 4%		所得割 550 万円以下 2% 550 万円超 4%		
			法人税割 5.8% (中小法人等に ついては5.0%) (特例条例)			
	(創設) 税率 5%					
						事業主控除 年 2,700,000円
		住宅を取得した場合 の税率の特例措置を 平成4年6月30日ま で延長			住宅を取得した 場合の税率の特 例措置を平成7 年6月30日まで 延長	
適用期限の延長 63. 3. 31まで	適用期限の延長 64. 3. 31まで	県たばこ税に名称変 更 1,000 本につき 1,129 円				

6	7	8	9	10
	所得割 700万円以下 2% 700万円超 4%	均等割 年 1,000 円	所得割 700 万円以下 2% 700 万円超 3%	
均等割標準税率 (7) 資本等の金額が50億円を超える法人 年額800,000円(イ)資本等の金額が10億円を超え50億円以下の法人 年額540,000円(ケ)資本等の金額が1億円を超え10億円以下の法人 年額130,000円(エ)資本等の金額が1千万円を超え1億円以下の法人 年額50,000円(オ)(ア)から(エ)の法人以外の法人等 年20,000円				
				普通法人 年 400 万円以下 5.6% 年 800 万円以下 8.4% 年 800 万円超及び清算 所得 11% 特別法人 年 400 万円以下 5.6% 年 400 万円超及び清算 所得 7.5%
	住宅を取得した場合の 税率の特例措置を平成 10年6月30日まで延長			住宅を取得した場合の 税率の特例措置を平成 13年6月30日まで延長
			1,000 本につき 692 円 (3 級品については 329 円)	

11	12	13	14
所得割 個人住民税の所得割の 15%(4 万円を上限とする。)の額を税額 から控除する定率減税			
事業主控除 年 2,900,000 円			
普通法人 年 400 万円以下 5% 年 800 万円以下 7.3% 年 800 万円超及び清算所得 9.6% 特別法人 年 400 万円以下 5% 年 400 万円超及び清算所得 6.6% 収入金額課税法人 1.3%		(1) 収入金額課税法人 1.3% 各特定信託の各 年 400 万円以下 5% (2) 特定信託の受託者である信託業を行う法人 (普通法人) 各事業年度の所得 年 400 万円以下 5% 年 800 万円以下 7.3% 年 800 万円起 9.6% 各特定信託の各 年 400 万円以下 5% 年 800 万円起 9.6% 日 800 万円以下 7.3% 年 800 万円起 9.6% 情算所得 9.6% 各事業年度の所得 年 400 万円以下 5% 年 400 万円以下 5% 年 400 万円以下 5% 年 400 万円以下 5% 年 400 万円起 6.6% 情算所得 6.6% 信算所得 6.6% 有算所得 6.6% 有算所得 6.6% 有算所得 6.6% 有算所得 6.6% 有算所得 6.6%	
		住宅を取得した場合の税率の特例措置を平成 16 年 6 月 30 日まで延長	
1,000 本につき 868 円 (3 級品については 413 円) (5 月 1 日以降)			

15	16	17	18
(創設) 配当割 3% (平成 20 年 4 月 1 日以降 5%) 株式等譲渡所得割 3% (平成 20 年 4 月 1 日以降 5%)			
	外形標準課税 ・所得割 各事業年度の所得		
	年 400 万円以下…3.8% 年 800 万円以下…5.5% 年 800 万円超 …7.2% ・付加価値割0.48% ・資本割0.2% ※外形標準課税の対象でない法人は従前どおり。		
	資本金が1億円を超える普通法人に外形標準課税を導入。		
税率 3% (本則税率は4%) (平成15年4月1日から平成18年3月31日までに不動産を取得した場合)			 ○住宅又は土地 税率 3% (平成 18 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までに取得した場合) ○住宅以外の家屋 税率 3.5% (平成 18 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までに取得した場合)
1,000 本につき 969 円 (3 級品については 461 円) (7月1日以降)			1,000 本につき 1,074 円 (3 級品については 511 円) (7 月 1 日以降)

19	20	21
均等割 年 1,500円 (ひろしまの森づくり県民税条例) 所得割 一律 4% 定率減税の廃止		所得割・株式等譲渡所得割の軽減税率(3%) の延長 (平成 21 年 1 月 1 日 ~平成 23 年 12 月 31 日)
均等割 (ア)資本金等の額が50億円を超える法人 年額840,000円 (イ)資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人 年額567,000円 (ウ)資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人 年額136,500円 (エ)資本金等の額が1千万円を超え1億円以下の法人 年額52,500円 (オ)(ア)から(エ)の法人以外の法人等 年額21,000円 (ひろしまの森づくり県民税条例)		
	 ○外形標準課税の対象とならない法人 ・所得割 「普通法人」 年 400 万円以下…2.7% 年 800 万円以下…4.0% 年 800 万円超及び清算所得…5.3% 【特別法人】 年 400 万円超及び清算所得…5.3% 「特別法人」 年 400 万円超及び清算所得…3.6% ・収入割 0.7% ○外形標準課税の対象となる法人 年 400 万円以下…1.5% 年 800 万円以下…2.2% 年 800 万円超及び清算所得…2.9% 【平成 20 年 10 月 1 日以降に開始する事業年度から適用(地方法人特別税(国税)の創設)】 	
	税率 4% (平成20年4月1日以後に住宅以外の家屋を 取得した場合)	○住宅又は土地 税率 3% (特例の延長) (平成 18 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までに取得した場合)

22	23	24	25
	所得割・株式等譲渡所得 割の軽減税率(3%)の延長 (平成 21 年 1 月 1 日 ~平成 25 年 12 月 31 日)		
清算所得課税制度廃止 (平成 22 年 10 月 1 日以後, 解散分から適用)		○欠損金繰越控除の2年延長 (7年から9年に) (平成20年4月1日以降終了事業年度発生分) ○繰越欠損金控除限度を80%に制限 (中小法人等を除く) (平成24年4月1日以降開始事業年度から適用)	
		○住宅又は土地 税率 3% (特例の延長) (平成 18 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日ま でに取得した場合)	
1,000 本につき 1,504 円 (3 級品については 716 円) (10 月 1 日以降)			1,000 本につき 860 円 (3 級品については 411 円) (4 月 1 日以降)

26	27	28	
東日本大震災からの復興に関し地方公共団体の防 災費確保のため均等割税率が500円引上げ (平成26年度~平成35年度)	ふるさと納税の拡充 ・特例控除額を個人住民税所得割額の2割に引上げ (平成28年度以後の個人住民税から適用) ・ふるさと納税ワンストップ特例制度の導入 (平成27年4月1日以後寄附から適用)	○公的年金からの仮特別徴収税額の 平準化 ・仮特別徴収税額を,前年度分の公的 年金等の所得に係る個人住民税の 1/2 に相当する額とする。 (平成28年10月以降に実施する特別 徴収から適用)	個県
法人税割の税率改正 標準税率… 3.2% 制限税率… 4.0% (平成26年10月1日以降開始事業年度から適用) (法人住民税引下げ相当分を地方法人税(国税) として創設)	○「資本金等の額」の改正 法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額に 無償増資・減資、欠損填補を行った調整後の額とす る。 (平成27年4月1日以後開始事業年度から適用) ○均等割の税率区分の基準の改正 資本金等の額が、資本金及び資本準備金の合算額 に満たない場合、資本金等の額は当該合算額とする。 (平成27年4月1日以後開始事業年度から適用)	○地方創生応接税制(企業版ふるさと 納税)の創設	法県
	○利子割の納税義務者から法人を除外 (平成28年1月1日以後支払利子等から適用) ○特定公社債等の利子等について、利子割の課税対象 から除外し、配当割の課税対象とする。 (平成28年1月1日以後支払特定公社債等から適用) ○源泉徴収口座内の特定公社債等譲渡所得等を株式 等譲渡所得割の課税対象とする。 (平成28年1月1日以後の譲渡所得等に適用)		利子割
			個事
○法人事業税(所得割及び収入割)の税率改正 資本金1億円超の普通法人 年400万円以下・・・・2.2% 年800万円以下・・・・3.2% 年800万円超及び清算所得・・・・4.3% 資本金1億円以下の普通法人 年400万円以下・・・・5.1% 年800万円起及び清算所得・・・・6.7% 特別法人 年400万円起及び清算所得・・・・6.7% 特別法人 年400万円超及び清算所得・・・・4.6% 電気供給業等収入金・・・・0.9% ○地方法人特別税の税率改正 外形標準課税法人・・・・67.4% 所得割課稅法人・・・・43.2% 収入金課稅法人・・・・43.2% (平成26年10月1日以降開始事業年度から適用) (地方法人特別税を1/3に縮小し、法人事業に復	○外形標準課税に係る法人事業税・地方法人特別税の税率改正 付加価値割・・・0.72% 資本割・・・・0.3% 所得割・・・・年400万円以下 1.6% 年800万円以下 2.3% 年800万円超 3.1% 地方法人特別税・・・93.5% (平成27年4月1日から平成28年3月31日までに開始する事業年度に適用) ○資本割の課税標準の改正 資本金等の額が資本金及び資本準備金の合算額に満たない場合、資本金等の額は当該合算額とする。 (平成27年4月1日以後開始事業年度から適用) ○繰越欠損金控除限度を65%に制限 (中小法人等を除く) (平成27年4月1日以後開始事業年度から適用)	 ○外形標準課税に係る法人事業税・地方法人特別税の税率改正付加価値割… 1.2%資本割…0.5%所得割…年 400 万円以下 0.3%年 800 万円超 0.7%地方法人特別税… 414.2%(平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度に適用) ○地方創生応接税制(企業版ふるさと納税)の創設 ○繰越欠損金控除限度を 60%に制限(中小法人等を除く)(平成 28 年 4 月 1 日以後開始事業年度から適用) 	法事
元) ○耐震改修(取得日後6ヵ月以内)による基準適合既存住宅に特例措置適用 ○特例適用住宅に係る課税標準の特例措置(1300万控除)の適用期限を2年延長(~平成28年3月31日) ○特例適用住宅用土地に係る減額措置の適用期限を2年延長(~平成28年3月31日)	○買取再販に係る不動産取得税の減額措置適用 (〜平成29年3月31日) ○サービス付き高齢者向け住宅に係る課税標準の特 例及び土地に係る減額措置の適用期限を2年延長 (〜平成29年3月31日) ○住宅又は土地(特例の延長) 税率 3% (平成18年4月1日から平成30年3月31日までに 取得した場合) ○宅地評価土地(特例の延長) 価格を1/2とする。(〜平成30年3月31日)	○特例適用住宅用土地に係る減額措置の適用期限を2年延長(〜平成30年3月31日) ○認定長期優良住宅に係る課税標準の特例(1300万円控除)を2年延長(〜平成30年3月31日)	不動産
		3級品 1,000 本につき 481円 (4月1日以降)	たばこ

(2) ゴルフ場利用税, 特別地方消費税

_	(2) コルノ場利用	书柷, 特别地万계 「	臭加		l		
税目	年度	25	26	27	28	29	30
道	ゴルフ場利用税 1. 平成元年度 (日東東の東海峡の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の	(入場税) 第 1 種の場所 100% 第 2 種の場所 40% 第 3 種の施設 100%		(入場税) 税率を従来の 1/2 に 引き下げた。		入場税を国税に移譲 し、第3種の施設の 利用に税を課すること とした。 (1) 料・ゴルフ場 50% その他 30% 学生生徒の和用 10% (2) 外形課税 (月額) の税 (月5 ん 150円 まあじゃん場 1 台 500円 たまつき場 1 1,000円	
府							
県		芸者等の花代 100% カフェー・バー等 40% 上記以外の飲食 20% 宿泊 20%		カフェー・バー等 20% 上記以外の飲食 10% 宿泊 10% (非課税) 大衆食堂等 1人1回 100円以下 1品価格 50円以下		(非課税) 大衆飲食店 1人1回 120円 甘味喫茶店 1人1回 100円 大衆旅館 1人1回	芸者等の花代 30% 花代を伴う遊興飲食 15% カフェー・バー等 15% 上記以外の飲食 1人1回 500円以下 5% 1人1回 500円超 10% 宿泊 1人1泊 1,000円以下 5% 1人1泊
税	特別地方消費税 料理飲食等 消費税 遊興飲食税						1,000 円超 10% (免税点) 1人1回 200 円以下 食券食堂の1品の価格 100 円以下 (基礎控除) 1人1泊 500 円 公給領収証制度の採用 非課税制度を免税点制 度に改めた。

31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
	ゴルフ場に対し定額課税 を採用した。 1人1日 200円				(1) 料金課税の税率 ゴルフ場 30% その他 15% (2) ゴルフ場の定額課 税の税率 1人1日 400円	料金課税の税率 ゴルフ場 30% その他 10%			
	芸者等の花代・カフェー・バー等 15% 宿泊及び上記以外の飲食 10% (免税点) 飲食店 1人1回 300円以下 食券食堂 1品の価格 150円以下 宿泊 1人1泊 800円以下 (基礎控除) 1人1泊 500円				名称を料理飲食等消費 税に変更した。 (免税点) 飲食店 1人1回 500円以下 食券食堂 1品の価格 250円以下 宿泊 1人1泊 1,000円以下	(税率) (1) 1人1回の消費金額 3,000 円超 15% 3,000 円以下 10% (2) 旅館における宿泊料金(1泊につき2食までの料金を含む。) 10% (旅館における基礎控除) 800 円			

41	42	43	44	45	46	47	48
(1) ゴルフ場の定額 課税の税率 1人1日 600円 (2) (1)のうちゴルフ 場所在市町村に対 して1/6交付					ボウリング場に対し 外形課税を採用した。 ゴルフ場所在市町村 に対して 1/3 交付	ゴルフ場については定額税率によって課税する。	ゴルフ場 (ゴルフ場 に類する施設を含 む。) の税率 1人1日 800円 ゴルフ場所在市町村 に対して1/2交付
(免税点) 旅館 1人1泊 1,200円 飲食店等 1人1回 600円 チケット制食堂 1品 (奉仕料控除) 旅館及び飲食店等に おける特定の奉仕料 (料金の10%以下 等)は課税標準から 控除することとした。			(税率) 1人1回の消費金額 の10% (免税点) 旅館 1人1泊 1,600円 飲食店等 1人1回 800円 チケット制食堂 1品 400円		(免税点) 旅館 1人1泊 1,800円 飲食店等 1人1回 900円 チケット制食堂 1品 450円 (基礎控除) 旅館における基礎控 除額 1,000円		(免税点) 旅館 1人1泊 2,400円 飲食店等 1人1回 1,200円 チケット制食堂 1品 600円 (48. 10. 1 施行)

49	50	51	52	53	54	55	56	57
			ゴルフ場 (ゴルフ場 に類する施設を含む。) 1人1日 1,000円 外形課税 (月額)の税率 ぱちんこ場 1台 250円 まあじゃん場 1卓 750円 たまつき 1,200円					
(基礎控除) 旅館における基礎控除 1,500円 (49. 10. 1 施行)	(免税点) 旅館 1人1泊 3,400円 飲食店等 1,700円 チケット制食堂 1品 850円 (50. 10. 1施行)		(免税点) 旅館 1人1泊 4,000円 飲食店等 2,000円 チケット制食堂 1品 1,000円 (52. 10. 1施行)	(基礎控除) 旅館における基礎控 除額 2,000円 (53. 10. 1 施行)				(免税点) 旅館 1人1泊 5,000円 飲食店等 2,500円 (58. 1. 1施行) (チケット制食堂1 品1,000円は据え 置き)

58	59	60	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8
ゴルフ場(ゴルフ場 に類する施設を含む。) 1人1日 1,100円 外形課税 (月額)の税率 ばちんこ場 1台 280円 まあじゃん場 1卓 830円 たまつき場 1台 1,300円						 ・ゴルフ場利用税に名称変更 1人1日 800円 1ルフ場所在市町村に対して7/10交付 							
(旅館における基礎 控除) 2,500円 (59. 1. 1 施行)						 特別地方消費税に名称変更(税率) 3%(免税点)旅館 1人1泊 10,000円飲食店等 5,000円(元.4.1施行) 	(免税点) 旅館 1人1泊 15,000円 飲食店等 7,500円 (3. 7. 1施行) (交付金) 旅館、飲食店等所 在市町村に対して 1/5交付						

9	10	11	12	13	14	15	16~28	
						非課税区分を新設 対象者 ・ 年前 18 歳未満及で 70 歳以上の者害者 ・ 国民体育 大会での使用 ・ 学生等の利用		ゴルフ場利用税
(交付金) 交付金を 1/2		廃止 (12.3.31)						特別地方消費税

(3) 自動車税, 軽油引取税, その他

Д	年度	25	26	27	28	29	30	31	32
税	自動車税	普通自動車 自家用 15,000 円 営業用 10,000 円 トラス 10,000 円 小型輪自家用 4,500 円 三輪 2,000 円 三輪 1,000 円 1,000 円 軽自動車 500 円			普通自家のの田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	普通自動車 自家用 120 吋以下 36,000 円 120 吋超 60,000 円 営業用 120 吋以下 15,000 円 120 吋超 30,000 円 120 吋超 30,000 円 15,000 円 23,000 円 23,000 円 23,000 円 24,000 円 21,000 円 7ス 観揮発油 14,000 円 その他 21,000 円 その他 45,000 円 その自動車 四輪車 自営業用 8,000 円 三輪自家業用 4,300 円 三輪自家業用 4,300 円 三輪自家業用 3,300 円 三輪自家業用 3,300 円		トびい油す車税発と車税きり、大びい油す車税発と車税きでは、大びい油す車税発と車税ををるのまげた。というでは、大型では、大型では、大型では、大型では、大型では、大型では、大型では、大型	
県	軽 油 引取税							(創設) 税率 1キロリッ トル 6,000円	税率 1キロリッ トル 8,000円
税	その他	附加価値税が 創設され実施 は昭和 27 年 1 月 1 日からと された。 漁業権税賃貸 料の 10%		附税は年日延た漁はれ狩の改た値施281とれ 税さ 税がれの改た。 権止。者率さん 税がれ	附加価値税の 実施は昭和 29 年1月1日からと延期された。 行猟者税の税 率が改正された。	附加価値税は廃止された。	大規模に 対すす 変 を を の 特 の や 設 る を の や う さ る た る た る れ た る た る た る た る た る た る た る		

33	34	35	36	37	38	39	40	41
二自び車村自の体として、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では			普通自動車 自家用 3.048 メートル以下 36,000 円 3.048 メートル超 60,000 円 営業用 3.048 メートル以下 15,000 円 3.048 メートル超 30,000 円 トラック 15,000 円 バス 観光用 30,000 円 その他 14,000 円 小型自動車 四輪車 自家用 営業用 8,000 円 三輪車 3,800 円	小型四輪車 乗用車 1リットル以下 12,000円 1リットル超 1.5リットル以下 14,000円 1.5リットル超 16,000円 1リットル以下 6,000円 1リットル超 1.5リットル超 7,000円 1.5リットル超 8,000円			自家用乗用車 普通車 3.048 メートル 以下 54,000 円 3.048 メートル 超 90,000 円 小型四輪車 1 リットル以下 18,000 円 1 リットル超 1.5 リットル以下 21,000 円 1.5 リットル超 24,000 円 営業用乗用車 普通車 3.048 メートル 以下 22,500 円 3.048 メートル超 45,000 円 観光貸切用バス 45,000 円	
	税率 1キロリットル 10,400円		税率 1キロリットル 12,500円			税率 1 キロリッ トル 15,000 円		
狩猟者税 の税率が 改正され た。					狩税や 税 発 目 あ 税 さ に て 税 さ に て 税 さ に て 税 さ に て 、 税 さ に て 、 を た 、 を 、 を 、 を 、 を 、 を 、 を 、 を 、 を 、			(鉱区及 (鉱区及 (鉱区及 (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本)

42	43	44	45	46	47	48	49	50
					一般乗 合用の及 で見 30 人以下 11,500 円 130 人超 40 人以下 14,000 円 16,500 円 16,500 円 16,500 円 16,500 円 19,000 円 100 人以下 19,000 円 100 人超 70 人以下 21,500 円 100 人超 80 人以下 24,500 円 100 人超 27,500 円 100 人超 40 人以下 25,000 円 100 人以下 30,000 円 100 人超 70 人以下 30,000 円 100 人超 70 人以下 40,000 円 100 人超 80 人以下 40,000 円 100 人超 80 人以下 45,000 円 100 人超 80 人以下 45,000 円 100 人超 80 人超 50,000 円 100 人超 80 人超 50,000 円 100 月 100 日		年1回課税とな る。 納期限 5月31日	従来の税額の10%を加額とするを対しただした。 は、大きないのでは、ままないのでは、ままないでは、ままないのでは、ままないでは、ままないでは、ままないでは、ままないでは、ままないでは、ままないでは、ままないでは、ままないでは、ままないでは、ままないでは、ままないでは、ままないでは、ままないでは、ままないでは、ままないでは、ままないでは、まないでは
	自得的創法通で車がれ税免 動税税設定税の取廃た。 点 万 取目がれ普し動税さ % 円	自動車取 得税点 15 万円		狩猟免許 税及びの税 でされた。		自動車取得税 道路運送期間による 自動車形式第 41条の規定による 自動車を開発を自動車を 合する税率は日ま地に るります。 は100分の 1、昭和49年9月 30日までのに あっては100分の 1、昭までものに あっては100分の 2	自動車取得税 (免税 30万円 (税自自 率) 取申目 5前 率の動家 ののする 上項年適車 4%	自動車取 (税率)送車両法第 41条により昭和 51 年 4月 1 きもれるする 自動車のとして基準でるののでででである。 を取ります。 1 年 3 月 31 日よののででである。 1 年 4 月 1 日以ののでは、100分のでは、

51		52	53	54
自家用乗用車 普通車 3.048メートル以下 70,000円 3.048メートル超 117,000円 小型四輪車 1リットル超1.5リットル以下 27,500円 1リットル超 31,500円 営業用乗用車 普通車 3.048メートル以下 26,000円 3.048メートル超 52,000円 小型四輪車 1リットル超1.5リットル以下 7,000円 1リットル超1.5リットル以下 8,000円 1.5リットル超 9,000円	トラ自 営 7,500 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円		トラック 最大な を超家用 8,100 円に最大積 載量が 8 トナ 20 とに 4,000 円 を加業用 7,100 円に最大を 1 トンまで ごと第 1 トンまで ごとは 3,600 円 を加算した額	自家用乗用車
税率 1 キロリットル 19,500 円				税率(昭和 54 年 6 月 1 日から昭和 58 年 3 月 31 日まで) 1 キロリットル 24,300 円
		自動車取得税 (税率) 昭和53年度規制適合車に係 る税率は、昭和52年4月1 日から昭和53年3月31日 までの取得に対しては 0.25%を、昭和53年4月1 日から同年8月31日まで の取得に対しては 0.125% をそれぞれ引き下げる。 鉱区税、狩猟免許税、入猟 税の税率を、それぞれ現行 の2倍に引き上げる。		狩猟免許税を狩猟者登録税に改めるとともに、狩猟者の登録を受ける者に対し課するものとし、放鳥獣猟区のみに係る狩猟者の登録を受ける者は税率を2分の1とした。 入猟税についても、狩猟者の登録を受ける者に対し課するものとした。

55	56	57	58	59	60	61	62
			超過課税の廃止	普通乗用車 自家用 3 リットル以下 81,500円 3 リットル以下 88,500円 6 リットル以下 88,500円 6 リットル以下 25,000円 3 リットル以下 27,500円 6 リットル以下 27,500円 6 リットル以下 27,500円 6 リットル以下 27,500円 6 リットル以下 27,500円 1 リットル以下 29,500円 1 リットル超 1.5 リットル以下 34,500円 1.5 リットル超 39,500円 2 業用 1 リットル以下 34,500円 1 リットル以下 34,500円 1 リットル超 1.5 リットル超 9,500円			
			暫定税率が2年間 延長される。		暫定税率 が3年間 延長され る。		
自動車取得税 軽自動車以外の自家用自動車の 取得に対して課する自動車取得 税の税率及び自動車の取得に係 る免税点の特例措置(税率 5% 免税点 30 万円)の適用期限を昭 和58年3月31日まで延長した。 狩猟者登録税 道府県民税の所得割額の納付を 要しない者のうち一定の被扶養 者を軽減税率の適用対象から除 外することとした。			鉱区税、狩猟者登録税及び入猟税の税率がそれぞれ現行の1.1 倍程度に改正される。自動車で制御の暫定措延長される。		自動車取 得税の暫 定措間が 3年間延 長される。		

63	元	2	3	4	5	6	7	8
	普通自動車 自家用 2 リットル超 2.5 リットル以下 45,000 円 2.5 リットル以下 51,000 円 3 リットル以下 58,000 円 3.5 リットル以下 58,000 円 3.5 リットル以下 66,500 円 4 リットル以下 66,500 円 4 リットル以下 76,500 円 4.5 リットル超 111,000 円 営業用 2 リットル超 2.5 リットル超 2.5 リットル超 2.5 リットル超 3 リットル超 111,000 円 営業用 2 リットル超 3 リットルレス下 13,800 円 2.5 リットル超 3 リットルレス下 13,800 円 2.5 リットル超 3 リットルレス下 13,900 円 3 リットルレス下 17,900 円 3 リットル以下 17,900 円 3 リットルレス下 20,500 円							
暫定税率が5年間延長される。					暫定税率が平成5年11月30日まで延長 平成5年12月1日から平成10年3月31日まで 税率 1キロリットル 32,100円			
自動車取 得だ書間延 を まされる。		自動車取得 税の免税点 50万円			自動車取得税の暫定措置が 5 年間延長される。			

9	10	11	12	13
	暫定税率が5年間延長 される。免税軽油の引 き取り等に係る報告義 務制度が創設される。		キャンピング車 1 リットル以下 23,600 円 1 リットル超 1.5 リットル以下 27,600 円 1.5 リットル超 2 リットル以下 31,600 円 2 リットル超 3 リットル以下 40,800 円 3 リットル超 3.5 リットル以下 46,400 円 3.5 リットル超 4 リットル以下 53,200 円 4 リットル超 6 リットル以下 61,200 円 4.5 リットル超 88,800 円 (経過措置あり)	
地方消費税創設 税率 消費税額の 25/100	自動車取得税の暫定措 置が 5 年間延長される。	自動車取得税 低公害車に 対する特例措 置の拡充		自動車取得税 低公害車に対する特 例措置を平成 15 年 3 月 31 日まで延長

	Т		
14	15	16	17
グリーン化税制	グリーン化税制	グリーン化税制	グリーン化税制
・軽課措置 平成 13 年 4 月 1 日から平成 15 年 3 月 31 日までに新車新規登録した次の 自動車は、登録の翌年度から 2 年間の 軽課	・軽課措置 平成 15 年度に、新車新規登録した次 の自動車は、登録の翌年度から 1 年間 の軽課	・軽課措置 平成16年度に新車新規登録した次の 自動車は、登録の翌年度から1年間 の軽課	・軽課措置 平成17年度に新車新規登録した次の 自動車は、登録の翌年度から1年間 の軽課
電気自動車・メタノール自動車・天然ガス自動車 低燃費車かつ「超ー低排出ガス」車 通常税率の概ね 50%軽課 低燃費車かつ「優ー低排出ガス」車 通常税率の概ね 25%軽課 低燃費車かつ「良ー低排出ガス」車 通常税率の概ね 13%軽課・重課措置 平成 13 年 4 月 1 日から平成 15 年 3	電気自動車・メタノール自動車・天 然ガス自動車 低燃費車かつ「超ー低排出ガス」車 通常税率の概ね 50%軽課 ・重課措置 平成 15 年度に、次の年限を経過した 自動車は、経過した翌年度から重課 新車新規登録から 13 年を経過した ガソリン車・L P G 車 新車新規登録から 11 年を経過した	電気自動車・メタノール自動車・天 然ガス自動車 優良低燃費車かつ平成17年排出ガス 基準75%低減車 通常税率の概ね50%軽課 低燃費車かつ平成17年排出ガス基準 75%低減車 優良低燃費車かつ平成17年排出ガス 基準50%低減車 通常税率の概ね25%軽課 ・重課措置	電気自動車・メタノール自動車・天 然ガス自動車 優良低燃費車かつ平成17年排出ガス 基準75%低減車 通常税率の概ね50%軽課 低燃費車かつ平成17年排出ガス基準 75%低減車 優良低燃費車かつ平成17年排出ガス 基準50%低減車 通常税率の概ね25%軽課 ・重課措置
月31日まで間に、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課 新車新規登録から13年を経過した	ディーゼル車 通常税率の概ね 10%重 課	平成17年3月31日までに,次の年限を経過した自動車は,経過した翌年度から重課	平成 18 年 3 月 31 日までに,次の年限を経過した自動車は,経過した翌年度から重課
ガソリン車・L P G 車 新車新規登録から 11 年を経過した ディーゼル車 通常税率の概ね 10%重 課		新車新規登録から 13 年を経過した ガソリン車・LPG車 新車新規登録から 11 年を経過した ディーゼル車 通常税率の概ね 10%重 課	新車新規登録から 13 年を経過した ガソリン車・LPG車 新車新規登録から 11 年を経過した ディーゼル車 通常税率の概ね 10%重 課
		(参考) ※優良低燃費車 ガソリン車・LPG 車の場合 「平成 22 年度燃費基準 5%向上 達成車」 ディーゼル車の場合 「平成 17 年度燃費基準 5%向上 達成車」 ※低燃費車 ガソリン車・LPG 車の場合 「平成 22 年度燃費基準達成車」 ディーゼル車の場合 「平成 17 年度燃費基準達成車」	(参考) ※優良低燃費車 ガソリン車・LPG 車の場合 「平成 22 年度燃費基準 5%向上 達成車」 ディーゼル車の場合 「平成 17 年度燃費基準 5%向上 達成車」 ※低燃費車 ガソリン車・LPG 車の場合 「平成 22 年度燃費基準達成車」 ディーゼル車の場合 「平成 27 年度燃費基準達成車」
	暫定税率が5年間延長される。		
	自動車取得税暫定措置が 5 年間延長される。 自動車取得税の低公害車に対する特例 措置を平成 17 年 3 月 31 日まで延長 産業廃棄物埋立税創設 (税率) 産業廃棄物 1 トンあたり 1,000 円	狩猟者登録税及び入猟税を廃止し,新 たに目的税として狩猟税を創設	自動車取得税の低公害車に対する特例 措置を平成 19 年 3 月 31 日まで延長

18	19	20	21
県外転出入に係る月割計算の廃止 非課税車等に係る月割課税の徴収方法 の変更(証紙徴収→普通徴収) グリーン化税制 ・軽課措置 平成18年度に新車新規登録した次の 自動車は、登録の翌年度1年間の軽 課 電気自動車・メタノール自動車・天 然ガス自動車 燃費基準+20%達成車かつ平成17 年排出ガス基準75%低減車 通常税率の概ね50%軽課 燃費基準+10%達成車かつ平成17 年排出ガス基準75%低減車 通常税率の概ね25%軽課 ※機費基準 ガソリン車・LPG車の場合 平成22年度燃費基準 ブィーゼル車の場合 平成17年度燃費基準 ・重課措置 平成19年3月31日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課 新車新規登録から13年を経過した ガソリン車・LPG車 新車新規登録から13年を経過した ガソリン車・LPG車 新車新規登録から11年を経過した ブィーゼル車 通常税率の概ね10%重課	19 グリーン化税制 ・軽課措置 ・軽課措置 ・軽成19年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度1年間の軽 電気自動車・メタノール自動車・天然ガス自動車 燃費基準+20%達成車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 通常税率の概ね50%軽課 燃費基準+10%達成車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 が登上では、10円の場合をでは、25%軽課 ※燃費基準 ガソリン車・LPG車の場合では、次の年度と経過した自動車は、経過した翌年度から重課 新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車新車新規登録から11年を経過したガソリン車・LPG車新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 通常税率の概ね10%重課	20 グリーン化税制(見直しの上2年間延長) ・軽課措置 平成20年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度1年間の軽課 ○電気自動車 ○天然ガス自動車 車両総重量3.5 t 以下 平成 17 年排出ガス基準 75% NOx 低減 車両総重量3.5 t 超 平成 17 年排出ガス基準 10% NOx 低減 車両総重量3.5 t 超 平成 17 年排出ガス基準 10% NOx 低減 車両総重量3.5 t 超 平成 17 年排出ガス基準 10% Nox 低減 ○燃費基準+25%達成車かつ平成 17 年排出ガス基準75%低減車 通常税率の概ね50%軽課 ○燃費基準+15%達成車かつ平成 17 年排出ガス基準75%低減車 アポーゼルブス基準75%低減車 ・重講措置 平成 25%軽課 ※燃費基準 ガソリン車・LPG車の場合 平成 22年度燃費基準 ・重課措置 平成 21年3月31日までに、次の年限を経過したカソリン車・LPG車の場合と経過したガソリン車・LPG車の場合では21年3月31日までに、次の年度から重課 ・郵車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車	
自動車取得税の低燃費車特例を自動車税と同様に見直しの上2年間延長 自動車取得税の環境性能に優れた大型ディーゼル車に対する特例措置の創設 (2年間)	自動車取得税の低公害車に対する特例 措置を平成 21 年 3 月 31 日まで延長	暫定税率が10年間延長 (ただし、4月のみ失効) 自動車取得税の暫定措置は10年間延長 (ただし、暫定税率は4月のみ失効) 自動車取得税の低燃費車特例及び環境 性能に優れた大型ディーゼル車特例は 見直しの上2年間延長 (ただし、4月のみ従前の制度による) 自動車取得税のクリーンディーゼル乗 用車に対する特例措置の創設(平成20 年5月1日~平成22年3月31日)	使途制限を廃止(一般財源化) 軽油引取税の課税免除のうち,免税証によるものについて,本法附則により平成24年3月31日までとなる。(石油化学製品製造業は除く) 自動車取得税の各特例措置は,新車新規登録車両の取得について見直しの上,平成24年3月31日まで延長 <特例措置> ・低公害車に対する特例措置 ・低燃費車特例措置 ・環境性能に優れた大型ディーゼル車特例措置 ・クリーンディーゼル乗用車に対する特例措置

22	23	24	25
グリーン化税制(見直しの上2年間延長)	グリーン化税制	グリーン化税制(見直しの上 2 年間延 長)	グリーン化税制
・軽課措置 平成 22 年度に新車新規登録した次の自動車は,登録の翌年度 1 年間の軽課 ○プラグインハイブリッド自動車 ○電気自動車 ・天然ガス自動車 車両総重量 3.5 t 以下 平成 17 年排出ガス基準 75%	・軽課措置 平成 23 年度に新車新規登録した 次の自動車は,登録の翌年度1年間 の軽課 ○プラグインハイブリッド自動車 ○電気自動車 ○天然ガス自動車 車両総重量 3.5 t 以下 平成 17 年排出ガス某準 75%	・軽課措置 平成 24 年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度 1 年間の軽課 ○電気自動車 ○ブラグインハイブリッド自動車 ○天然ガス自動車 車両総重量 3.5t以下、12t超	・軽課措置 平成 25 年度に新車新規登録 した次の自動車は、登録の翌年 度 1 年間の軽課 ○電気自動車 ○プラグインハイブリッド自動 車 ○天然ガス自動車 車両総重量 3.5t以下、12t超
NOx 低減 車両総重量 3.5 t 超 平成 17 年排出ガス基準 10% NOx 低減 ○燃費基準+25%達成車かつ平成 17 年排出ガス基準 75%低減車 通常税率の概ね 50%軽課	NOx 低減 車両総重量 3.5 t 超 平成 17 年排出ガス基準 10% NOx 低減 ○燃費基準+25%達成車かつ平成 17 年排出ガス基準 75%低減車 通常税率の概ね 50%軽 課	平 成 21 年 排 出 ガ ス 規 制 NOx10%低減 車両総重量 3.5t超 12t以下 平成 22 年 排 出 ガ ス 規 制 NOx10%低減 ○クリーンディーゼル乗用車 ○平成 27 年度燃費基準+10%達成 車かつ平成 17 年排出ガス規制	平両総重量 3.51以下, 120년 平成 21 年排出ガス規制 NOx10%低減 車両総重量 3.5t超 12t以下 平成 22 年排出ガス規制 NOx10%低減 ○クリーンディーゼル乗用車 ○平成 27 年度燃費基準+10% 達成車かつ平成 17 年排出ガ
※燃費基準 ガソリン車・LPG 車の場合	※燃費基準 ガソリン車・LPG 車の場合	75%低減車 通常税率の概ね 50%軽課	ス規制 75%低減車 通常税率の概ね 50%軽課
平成 22 年度燃費基準 ディーゼル車の場合 平成 17 年度燃費基準	平成 22 年度燃費基準 ディーゼル車の場合 平成 17 年度燃費基準	○平成 27 年度燃費基準達成車かつ 平成 17 年排出ガス規制 75%低減 車	○平成 27 年度燃費基準達成車 かつ平成 17 年排出ガス規制 75%低減車
・重課措置 平成 23 年 3 月 31 日までに、次の	・重課措置 平成 24 年 3 月 31 日までに、次の	通常税率の概ね 25%軽課	通常税率の概ね 25%軽課
年限を経過した自動車は,経過した翌年度から重課 ○新車新規登録から13年を経過した	年限を経過した自動車は,経過した 翌年度から重課 ○新車新規登録から 13 年を経過し	・重課措置 平成 25 年 3 月 31 日までに,次の 年限を経過した自動車は,経過した 翌年度から重課	・重課措置 平成 26 年 3 月 31 日までに, 次の年限を経過した自動車は, 経過した翌年度から重課
ガソリン車・L P G 車 ○新車新規登録から 11 年を経過した ディーゼル車 通常税率の概ね 10%重課	たガソリン車・LPG車 ○新車新規登録から11年を経過した ディーゼル車 通常税率の概ね10%重課 東日本大震災により被災した自動車等	○新車新規登録から 13 年を経過したガソリン車・LPG車○新車新規登録から11年を経過したディーゼル車通常税率の概ね10%重課	○新車新規登録から 13 年を経 過したガソリン車・LPG車 ○新車新規登録から 11 年を経 過したディーゼル車 通常税率の概ね 10%重 課
	の代替自動車に係る特例措置(平成 23 〜25 年度 非課税)	東日本大震災により被災した自動車等 の代替自動車に係る特例措置(平成 23 ~25 年度 非課税)	東日本大震災により被災した自動 車等の代替自動車に係る特例措置 (平成 23~25 年度 非課税)
10年間の暫定税率を廃止 ただし、当分の間、現在の税率水準を維持 原油価格の異常な高騰が続いた場合には、本則税率を上回る部分(特例税率)の課税を停止する。 (通称 「トリガー条項」)	原油価格の異常な高騰が続いた場合 に、本則税率を上回る部分(特例税率) の課税を停止する(通称「トリガー条 項」)の適用を当分の間停止する。 (平成23年4月27日施行)	課税免除の特例措置の延長 次の業種を除き,適用期限を平成27年3月31日まで延長。 【廃止業種】 電気通信事業,放送事業,建設用粘 土製品製造業,鉄鋼業,自動車教習 所業,ゴルフ場業	
自動車取得税の低燃費車特例 ・新車新規登録以外の取得に係る特例適用期間を2年延長 ・一定のバス・トラックに対する新たな特例を創設 環境性能に優れた大型ディーゼル車特例 ・一定のバス・トラックに対する新たな特例を創設 ・新車新規登録以外の取得に係る特例適用期間を設定 クリーンディーゼル乗用車特例 ・新車新規登録以外の取得に係る特例適用期間を設定	東日本大震災により被災した自動車等 の代替自動車(平成 26 年 3 月 31 日ま でに取得)に係る自動車取得税特例措 置(非課税,課税免除)	自動車取得税の特例措置は、対象を見直しの上、平成27年3月31日まで延長 < 特例措置> ・環境性能に優れた自動車 ・低燃費低排出ガス認定車 ・バリアフリー車両に対する特例を創設 ・衝突被害軽減ブレーキ搭載トラックに対する特例を創設 東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車(平成26年3月31日までに取得)に係る自動車取得税特例措置(非課税,課税免除)	自動車取得税の特例措置 ・衝突被害軽減ブレーキ搭載自動車に対する特例にバス等を追加 東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車(平成 26 年 3 月 31 日までに取得)に係る自動車取得税特例措置(非課税、課税 免除)

26	27	28	
グリーン化税制(見直しの上 2 年間延長) ・軽課措置 平成 26 年度に新車新規登録した 次の自動車 (一電気自動車) (一で対対ス自動車) (一で対対ス自動車) ・天然がス自動車 車両総重量 3.5t以下,12t超 平成 21 年排出ガス規制 NOx10%低減 車両総重量 3.5t超 12t以下 平成 22 年排出ガス規制 NOx10%低減 車両総重量 3.5t超 12t以下 平成 22 年排出ガス規制 のクリーンディ燃費基準+20%達成車 に限る)かつ減車 連常税率の概ね 75%軽課 ・平成 27 年度燃費基準十10% 遠成 車に限る)かつ減車 連常税率の概ね 75%軽課 ・重課措置 平成 27 年度燃費車車が回車 連常税率の概ね 50%軽課 ・重課措置 平成 27 年3 月 31 日までに,次の年限を経過ら重課 ・「バス・トララ録から 13 年を経過した 翌年度から重課 ・「バス・トララ録から 13 年を経過したガンリン事新規をディーで、次の年限な経過したが、でで、次の年限を変からままます。 11 年を経過したガンリン解すい発達の手を経過したが、まず、表別の手を経過したが、まず、表別の手でで、表別の手を経過したが、まず、表別の手でを経過したが、まず、表別の手でを経過したが、まず、表別の手でを経過したが、まず、表別の手でを経過したが、まず、表別の手でを経過したが、まず、表別の手でを経過したが、まず、表別の手でを経過したが、まず、表別の手でを経過したが、まず、表別の手でを経過したが、まず、表別の手でを経過したが、まず、表別の手でを経過したが、まず、表別の手でを経過したが、まず、表別の手でを経過したが、まず、表別の手でを経過したが、まず、表別の手でを経過したが、まず、表別の手でを経過したが、まず、表別の手でを経過したが、まず、表別の手でを経過した。まず、表別の表別の手でを経過した。まず、表別の表別の手でを経過した。まず、表別の表別の手でを経過した。まず、表別の表別の手では、表別の表別の手では、表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表	グリーン化税制 ・軽課措置 平成 27 年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度 1 年間の軽課 ○電気自動車 ○ブラグインハイブリッド自動車 ○天然がス自動車 車両総重量 3.5t以下、12t超 平成 21 年排出ガス規制 NOx10%低減 車両総重量 3.5t超 12t以下 平成 22 年排出ガス規制 NOx10%低減 車両総重量 3.5t超 12t以下 平成 22 年排出ガス規制 NOx10%低減 車両総重全 7 年度燃費基準 + 20%達成車(平成 32 年度燃費基準 + 20%達成車に平成 32 年度燃費基準 + 20%達成車に平成 32 年度燃費基準 + 10%達成車 通常税率の概ね 75%軽課 ○平成 27 年度燃費基準 + 10%達成または+20%達成車かの平成 17 年排出ガス規制 75%低減車 通常税率の概ね 50%軽課 ・重課措置 平成 28 年 3 月 31 日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課 ○バス・トラック 新車新規登録から 13 年を経過したガソリン車・LPG車 新車の概ね 10%重課 ○バス・トラック 新車が投資場から 13 年を経過したガソリン車・LPG車 新車が見登録から 13 年を経過したガソリン車・LPG車 東京が表別の日から 11 年を経過したがメリン車・LPG車 大き録録の日から 11 年を経過したがメリカ車・大き録録の日から 11 年を経過したがよりによるが表別を重要を経過したがよりによりを実施したがよりによりを実施したがよりによりを実施したがよりによりを実施したがよりによりを実施したがよりによりを表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を	グリーン化税制 ・軽課措置 平成 28 年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度 1 年間の軽課 ○電気自動車 ○ブラグインハイブリッド自動車 ○天然がス自動車 車両総重量 3.5t以下、12t超 平成 21 年排出ガス規制 NOx10%低減 車両総重量 3.5t超 12t以下 平成 22 年排出ガス規制 NOx10%低減 車両総重量 3.5t超 12t以下 平成 22 年排出ガス規制 75%低減車がつ17年排出ガス規制 75%低減車が14年が表別した。第十年が表別した。第十年を経過した対り、13 年を経過したガソリカ車・LP G車新規登録の日から 11 年を経過してがよりでするディーゼル車が表別を経過した対ソリカの概2 15%重課では、15%重課では、15%重課を対した。15%を開助車に係る特別措置を3年延長(平成 28~31 年度 非課税)	自動車税
長(平成 26~28 年度 非課税) 自動車取得税の税率引き下げ・軽自動車… 2%・軽自動車以外の営業用自動車… 2%・軽自動車以外の営業用自動車… 3%自動車取得税の低燃費車特例のうち新車新規登録に係る特例措置を拡充東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車に係る自動車取得税特例措置(非課税,課税免除)を2年延長(平成28年3月31日までに取得) 狩猟税の軽減措置拡充(平成31年3月31まで)	課税免除の特例措置の延長 次の業種を除き、適用期限を平成30年3月31日まで延長。 【廃止業種】 海上保安庁の航路標識、警察の電気通信設備、消防の電気通信設備、胸磁器製造業 自動車取得税の特例措置は、対象を見直しの上、平成29年3月31日まで延長 <特例措置> ・環境性能に優れた自動車 ・低燃費低排出ガス認定車 ・バリアフリー車両に対する特例 ・衝突被害軽減ブレーキ搭載トラック・バス等に対する特例に、車両安定性制御 装置搭載トラック・バス等を追加	自動車取得税の特例措置に環境性能に 優れた大型ディーゼル車特例を追加 ・7.5 t 超のバス・トラックに対する区 分を創設 東日本大震災により被災した自動車等 の代替自動車に係る自動車取得税特例 措置(非課税,課税免除)を1年延長(平成29年3月31日までに取得)	軽油引取税 その他

2 特例条例に関すること

〇 法人の県民税の特例に関する条例(昭和50年広島県条例第9号)

1 趣旨

県民の健康と福祉の増進に資する大規模社会福祉施設等(老人福祉団地,障害者療育支援センター,身体障害者リハビリテーションセンター等)の建設資金に充てる財源を確保することを目的とするものである。

2 内容

(1) 税 率

平成27年4月1日以後5年以内に開始する各事業年度分の法人税割並びに同期内に解散又は合併した法人の清算所得に対する法人税割に係る法人税割の税率を100分の4.0とする。

(平成27年2月議会において5年間延長)

(2) 中小法人に対する軽減

次のア〜ウのいずれかに該当する法人の各事業年度分の法人税割については、税額から 4.0 分の 0.8 を控除する。

ア 資本金額若しくは出資金額が 2,000 万円以下の法人又は資本金額若しくは出資金額を有しないもの(保険業法に規定する相互会社を除く。)

イ 法人でない社団又は財団

ウ 課税標準となる法人税額が年1,000万円以下の法人

(3) 施行期日

昭和50年4月1日

(最終改正の施行期日:平成27年4月1日)

(参 考)

大規模社会福祉施設等建設基金条例

昭和50年3月13日条例第11号

最終改正: 平成 23 年 3 月 14 日条例第 12 号

(設置)

第1条 大規模な社会福祉施設,医療施設,保健休養施設等(以下「大規模社会福祉施設等」という。) の建設に要する経費の財源に充てるため、大規模社会福祉施設等建設基金(以下「基金」という。) を設置する。

(積立て)

- 第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げる金額の合算額とし、予算で定める。
 - 一 法人の県民税の特例に関する条例 (昭和 50 年広島県条例第 9 号) に基づいて課税することにより, 広島県税条例 (昭和 29 年広島県条例第 16 号) に基づいて課税した場合より増加した県税収入に相当する金額
 - 二 大規模社会福祉施設等の建設資金として受納した寄附金の額に相当する金額
 - 三 その他知事が必要と認める金額

(管理)

- 第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。
- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができる。 (運用益金の処理)
- 第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上してこの基金に編入するものと する。

(繰替運用等)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、 基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は歳入歳出予算の定めるところにより歳入に 繰り入れて運用することができる。

(相殺のための取崩し)

第6条 知事は、基金に属する現金を預金等(預金保険法(昭和46年法律第34号)第2条第2項に 規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法(昭和48年法律第53号)第2条第2項に規定する貯金等をいう。以下同じ。)として金融機関等(預金保険法第2条第1項に規定する金融機関及び 農水産業協同組合貯金保険法第2条第1項に規定する農水産業協同組合をいう。以下同じ。)に預入 れし、又は信託している場合において、当該金融機関等に係る保険事故(預金保険法第49条第2 項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第49条第2項各号に掲げる保険事故をい う。)が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務(県が保証契約により負担することとな る債務を含む。)と当該預金等に係る債権を相殺するため、基金を取り崩すことができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運用に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

○ ひろしまの森づくり県民税条例(平成18年広島県条例第58号)

1 趣旨

県民全体が享受している県土の保全や水源のかん養などの森林の有する公益的機能を持続的に発揮させるため、県民に広く薄く負担をお願いし、県民共有の財産である森林を県民全体で守り育てる事業を推進することを目的とするものである。

2 内容

(1) 課税方法

納税義務者は、県内に住所等を有する個人及び事務所等を有する法人。 課税方式は、個人県民税及び法人県民税の均等割の超過課税方式。

(2) 税 率

県民税均等割に,次のとおり加算する。

○個人:年額 500円(均等割額に加算)

○法人:年額 現行の均等割額の5%相当額

法人の区分	ひろしまの森 づくり県民税	現 行 の 均等割額
 ・公共法人及び公益法人等 ・人格のない社団等 ・資本金の額又は出資金の額を有しない法人 (保険業法に規定する相互会社は除く) ・一般社団法人(非営利型法人は除く)及び 一般財団法人(非営利型法人は除く)※ ・資本金等の額が1千万円以下の法人 	1,000円	20,000円
資本金等の額が 1千万円超~1億円以下	2,500円	50,000円
資本金等の額が 1億円超~ 10億円以下	6,500円	130,000円
資本金等の額が 10億円超~50億円以下	27,000円	540,000 円
資本金等の額が 50 億円超	40,000円	800,000 円

[※]一般社団法人(非営利型法人は除く)及び一般財団法人(非営利型法人は除く)については、 平成20年12月1日以降に開始する事業年度から適用。

(3) 課税期間

個人…平成19年度分~平成28年度分

法人…平成 19 年 4 月 1 日~平成 29 年 3 月 31 日の間に開始する事業年度分 (平成 23 年 12 月議会において 5 年間延長)

(4) 税収の使途

「ひろしまの森づくり基金」を設置し、森林の有する公益的機能の維持増進及び緑豊かな県土の 形成に資する施策に活用。

- ○人工林対策…荒廃した人工林の間伐や風倒木等の処理など
- ○里山林対策…土砂災害防止や鳥獣被害防止等を目的とした里山林の整備,森林・林業体験活動 の支援など
- ○木材利用対策…県産材の利用促進など
- ○森づくりに関する情報発信や普及啓発など

(5) 施行期日

平成19年4月1日

(最終改正の施行期日:平成24年4月1日)

ひろしまの森づくり基金条例

平成 18 年 12 月 26 日条例第 62 号

(設置)

第1条 県土の保全,水源のかん養等の公益的機能を有する森林からすべての県民が恩恵を受けている との認識の下に,森林を県民の財産として守り育て,次の世代に引き継いでいくことを目的とし, 森林の有する公益的機能の維持増進を図るとともに緑豊かな県土の形成に資する施策に要する経費 の財源に充てるため,ひろしまの森づくり基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める。

2 ひろしまの森づくり県民税条例(平成18年広島県条例第58号)第2条及び第3条第1項の規定による加算額に係る収納額に相当する額は、この基金に積み立てる。

(管理)

- 第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。
- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入する。 (処分)

第5条 基金は,第1条の施策に要する経費の財源に充てる場合に限り,その全部又は一部を処分する ことができる。

(繰替運用等)

第6条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(相殺のための取崩し)

第7条 知事は,基金に属する現金を預金等(預金保険法(昭和46年法律第34号)第2条第2項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法(昭和48年法律第53号)第2条第2項に規定する貯金等をいう。以下同じ。)として金融機関等(預金保険法第2条第1項に規定する金融機関及び農水産業協同組合貯金保険法第2条第1項に規定する農水産業協同組合をいう。以下同じ。)に預入れし,又は信託している場合において,当該金融機関等に係る保険事故(預金保険法第49条第2項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第49条第2項各号に掲げる保険事故をいう。)が発生したときは,当該金融機関等に対する借入債務(県が保証契約により負担することとなる債務を含む。)と当該預金等に係る債権を相殺するため,基金を取り崩すことができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

3 法定外税に関すること

〇 広島県産業廃棄物埋立税条例(平成14年広島県条例第26号)

1 制定の理由

産業廃棄物の排出抑制,減量化,リサイクルその他産業廃棄物の適正な処理その他の循環型社会の形成に関する施策に要する費用に充てることを目的とした産業廃棄物埋立税を新設するため,この条例を制定する。

2 条例の内容

(1) 課税の根拠(第1条)

地方税法の規定に基づき、産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルその他産業廃棄物の適 正な処理その他の循環型社会の形成に関する施策に要する費用に充てるため、法定外目的税とし て、産業廃棄物埋立税を課する。

(2) 納税義務者(第3条)

産業廃棄物を排出する事業者(中間処理業者を含む)

(3) 課税対象 (第3条)

県内の最終処分場への産業廃棄物の搬入

(4) 課税免除(第4条)

排出事業者が自ら排出した産業廃棄物を自らが有する最終処分場において処分(自社処分)するための搬入は課税免除とする。(他者の産業廃棄物を中間処理後に自社処分するものは除く。)

(5) 課税標準(第5条)

最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量

(6) 税率 (第6条)

1トンにつき千円

(7) 徴収の方法(第7条)

特別徴収とする。ただし、他者の産業廃棄物を中間処理後に自社処分するための搬入について は申告納付とする。

(8) 特別徴収義務者 (第8条)

県内の最終処分業者

(9) 税収の使途 (第24条)

産業廃棄物の排出抑制,減量化,リサイクルその他産業廃棄物の適正な処理その他の循環型社会の形成に関する施策に要する費用に充てる。

- 3 条例の施行日及び失効日
 - (1) 施行期日

平成15年4月1日

(最終改正の施行期日:平成25年3月31日)

(2) 失効

施行日から起算して10年を経過した日に効力を失う。

(平成24年9月議会において,5年間延長)

広島県産業廃棄物抑制基金条例

平成 15 年 3 月 14 日広島県条例第 2 号 最終改正: 平成 24 年 10 月 10 日条例第 57 号

(設置)

第1条 産業廃棄物の排出抑制,減量化,リサイクルその他産業廃棄物の適正な処理その他の循環型 社会の形成に関する施策に必要な経費の財源に充てるため,広島県産業廃棄物抑制基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

- 第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める。
- 2 県に納入又は納付された産業廃棄物埋立税額から産業廃棄物埋立税の賦課徴収に要する費用を控 除した額は、この基金に積み立てる。

(管理)

- 第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。
- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上してこの基金に編入する。

(処分)

第5条 基金は,第1条の施策に要する経費の財源に充てる場合に限り,その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用等)

第6条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、 基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は歳入歳出予算の定めるところにより歳入に 繰り入れて運用することができる。

(相殺のための取崩し)

第7条 知事は、基金に属する現金を預金等(預金保険法(昭和46年法律第34号)第2条第2項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法(昭和48年法律第53号)第2条第2項に規定する貯金等をいう。以下同じ。)として金融機関等(預金保険法第2条第1項に規定する金融機関及び農水産業協同組合貯金保険法第2条第1項に規定する農水産業協同組合をいう。以下同じ。)に預入れし、又は信託している場合において、当該金融機関等に係る保険事故(預金保険法第49条第2項各号に掲げる保険事故をいう。)が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務(県が保証契約により負担することとなる債務を含む。)と当該預金等に係る債権を相殺するため、基金を取り崩すことができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(参考 2)

法定外税の実施状況

(1) 法定外普通税

平成28年4月現在

都道府県名	税目	課 税 客 体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	備考
北海道	核燃料税	①発電用原子炉への核 燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核 燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①100 分の 8.5 ②37,750 円/千 Kw(3 ヶ月)	昭和63年9月1日施行
石 川	-					①100 分の 8.5 ②34,900 円/千 Kw(3 ヶ月)	平成4年10月8日施行
福井	-	②発電用原子炉を設置 ②発電用原子炉を設置	 ②発電用原子炉の熱出力			①100分の8.5 ②45,750円/千kW (3ヶ月)	昭和 51 年 11 月 10 日施行
静岡	-	して行う発電事業				①100 分の 8.5	昭和 55 年 4 月 1 日施行
新潟	-					②29,500円/千kW (3ヶ月) ①100分の8.5	昭和 59 年 11 月 15 日施行
島根	-					②33,000円/千kW(3ヶ月) ①100分の8.5 ②41,100円/千kW(3ヶ月)	昭和 55 年 4 月 1 日施行
愛媛	<u> </u>					①100分の8.5 ②40,000円/千Kw (3ヶ月)	昭和 54 年 1 月 16 日施行
佐 賀	-					①100分の8.5 ②46,000円/千kW (3ヶ月)	昭和54年4月1日施行
鹿児島	-					①100分の12 ②22,600円/千Kw (3ヶ月)	昭和 58 年 6 月 1 日施行
宮城	核燃料税	発電用原子炉への核燃 料の挿入	発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	100分の12	昭和 58 年 6 月 21 日施行
青森	核燃料物質等 取扱税	①ウランの濃縮 ②原子炉の設置 ③原子炉への核燃料の 挿入 ④使用済燃料の受入れ ⑤使用済燃料の貯蔵 ⑥廃棄物の埋設 ⑦廃棄物の管理	①製品ウランの重量 ②発電用原子炉の熱出力 ③原子炉に挿入した核燃料の 価額 ④受け入れた使用済燃料に係 る原子核分裂をさせる前の ウランの重量 ⑤使用済燃料の貯蔵に係る原 子核分裂をさせる前のウラ ンの重量 ⑥廃棄物埋設に係る廃棄体に 係る容器の容量	①加工事業者 ②原子炉設置者 ③原子炉設置者 ④再処理事業者 ⑤再処理事業者 ⑥廃棄物埋設事業者 ⑦廃棄物管理事業者	申告納付	①44,600 円/kg ②9,000 円/千 kw(3 カ月) ③核燃料価額の 100 分の 13 ④19,400 円/kg ⑤1,300 円/kg (当面の間 8,300 円/kg) ⑥64,000 円/㎡ ⑦1,969,500 円/本	平成3年9月28日施行

都道府県名	税目	課 税 客 体	課税標準	納 税 義 務 者	徴収方法	税率	備考
茨城	核燃料等取扱税	①原子炉の設置 ②原子炉への核燃料の 挿入 ③使用済燃料の受入れ ④使用済燃料の保管 ⑤高放射性廃液の保管 ⑥ガラス固化体の保管 ⑦プルトニウムの保管 ⑧放射性廃棄物の発生 ⑨放射性廃棄物の保管	①原子炉の熱出力 ②原子炉に挿入した核燃料の価額 ③受け入れた使用済燃料に係る原子 核分裂をさせる前のウランの重量 ④使用済燃料の保管に係る原子核分 裂をさせる前のウランの重量 ⑤高放射性廃液の数量 ⑥ガラス固化体の容器の数量 ⑦プルトニウムの重量 ⑧放射性廃棄物の容器の容量 ⑨放射性廃棄物の容器の容量	①原子炉設置者 ②原子炉設置者 ③再处理事業者 ④再处理事業者 ⑥再处理事業者 ⑥原子力事業者 ⑨原子力事業者	申告納付	①30,500円/千kW (3ヶ月) ②核燃料価額の100分の8.5 ③60,100円/kg ④1,500円/kg ⑤1,594,000円/㎡ ⑥1,219,000円/本 ⑦5,100円/kg ⑧106,000円/㎡ ⑨5,100円/㎡	昭和 53 年 10 月 18 日施行
沖 縄	石油価格調整税	揮発油の販売	揮発油に係る数量から条例で定める 欠減数量を控除した数量	揮発油の精製業者又 は輸入業者その他こ れらに類する者所を設 けて揮発油の販売を 業とするもので知事 が指定するもの(元 売業者)	申告納付	1,500円/kl	【課税免除】 1 揮発油の販売で輸出として行われるもの 2 揮発油の販売で県外移出として行われるもの 3 揮発油の販売で石油化学製品の製造のための用途に消費するためのもの 4 既に石油価格調整税を課された揮発油の販売 【施行期日】 昭和 47 年 6 月 1 日

(2) 法定外目的税

平成 28 年 4 月現在

都道府県名	税目	課 税 客 体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	備考
三重	産業廃棄物税	産業廃棄物の中間処理施設又は最終処分場への搬入	①最終処分場への搬入:当該産業廃棄物の重量 ②中間処理施設への搬入: 当該産業廃棄物の重量に 処理係数を乗じて得た重 量	最終処分場又は中間処理施設 へ搬入される産業廃棄物の排 出事業者	申告納付	1,000円/トン	【免税点】 年間搬入量 1,000 トン未満の場合 【課税免除】 再生施設への搬入 【施行期日】 平成 14 年 4 月 1 日
滋賀							【免税点】 年間搬入量 500 トン以下の場合 【施行期日】 平成 16 年 1 月 1 日
岡山	産業廃棄物 処理税	最終処分場への 産業廃棄物の搬 入	最終処分場へ搬入される産 業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業 廃棄物の排出事業者及び中間 処理業者	特別徴収 (自社処 分は申告 納付)	1,000円/トン	【施行期日】 平成 15 年 4 月 1 日

都道府県名	税目	課 税 客 体	課税標準	納 税 義 務 者	徴収方法	税率	備考
広島	産業廃棄物埋立税	最終処分場への 産業廃棄物の搬 入	最終処分場へ搬入される産 業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業 廃棄物の排出事業者及び中間 処理業者	特別徴収 ※申告納付	1,000円/トン	※他者から搬入された産業廃棄物を自社の処分場において処理する場合 【課税免除】・排出事業者が自ら排出した産業廃棄物を自社処分する場合・公益上その他の事由により課税が不適当なものとして知事が別に定めるもの【施行期日】
鳥取	産業廃棄物 処分場税				特別徴収 ※申告納 付		※他者から搬入された産業廃棄物を自社の処分場において処理する場合 【非課税】 ・排出事業者が自ら排出した産業廃 棄物を自社処分する場合 ・その他知事が別に定めるもの (下水処理汚泥等) 【施行期日】 平成15年4月1日
青森	産業廃棄物税			・最終処分業者へ産業廃棄物 の最終処分を委託した者 ・自らその産業廃棄物の最終 処分を行う者	特別徴収 (自社処 分は申告 納付)		【非課税】 県が供給する工業用水のうち,河川 の表流水を原水により供給してい るものから発生する汚泥を自社処 理する場合 【施行期日】 平成16年1月1日
秋 田				最終処分場に搬入される産業 廃棄物の排出事業者及び中間 処理業者		1,000円/トン (公有水面埋立区域内に県が設 置する最終処分場への指定副産 物の搬入については250円/トン)	【施行期日】 平成 16 年 1 月 1 日 【施行期日】 平成 16 年 1 月 1 日

都道府県名	税目	課 税 客 体	課税標準	納 税 義 務 者	徴収方法	税率	備考
奈 良	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬	最終処分場へ搬入される産 業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業 廃棄物の排出事業者及び中間	特別徴収 (自社処	1,000 円/トン	【施行期日】 平成16年4月1日
		産業廃棄物の服	未廃来物の里里	処理業者	分は申告		十八八 10 午 4 万 1 日
					納付)		
ЩП					特別徴収 ※申告納		※他者から搬入された産業廃棄物 を自社の処分場において処理する
					付		場合
							【課税免除】 排出事業者が自ら排出した産業廃
							乗物を自社処分する場合
							【施行期日】 平成 16 年 4 月 1 日
新潟					特別徴収		【施行期日】
利 偽					付別徴収(自社処		平成 16 年 4 月 1 日
京都					分は申告		【施行期日】
71. Hb					納付)		平成 17 年 4 月 1 日
宮城							【施行期日】
							平成17年4月1日
島根	産業廃棄物						【施行期日】
	減量税						平成17年4月1日
熊本	産業廃棄物税						【施行期日】 平成17年4月1日
							1 22
福島						1,000 円/トン 自社処分の場合は 1/2, 年間搬入	【施行期日】 平成 18 年 4 月 1 日
						量 10,000 > 超の部分は 1/2	
愛知						1,000 円/トン 自社処分の場合は 500 円/トン	【施行期日】 平成 18 年 4 月 1 日
N							
沖縄						1,000 円/トン	【課税免除】 ・最終処分場が所在しない離島にお
							いて、島内で発生した産業廃棄物
							を市町村が設置する最終処分場へ 搬入する場合
							・公益上その他の事由により課税す
							ることが適当でない搬入
							【施行期日】 平成 18 年 4 月 1 日

都道府県名	税目	課税客体	課税標準	納 税 義 務 者	徴収方法	税率	備考
北海道	循環資源利用 促進税	最終処分場への 産業廃棄物の搬 入	最終処分場へ搬入される産 業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業 廃棄物の排出事業者及び中間 処理業者	特別徴収 (自社処 分は申告	1,000 円/トン	【施行期日】 平成 18 年 10 月 1 日
山形	産業廃棄物税				納付)		【施行期日】 平成 18 年 10 月 1 日
愛媛	資源循環促進税					1,000 円/トン (自社処分:500 円/トン,設置費 用を負担した最終処分場で処分 する場合は750 円/トン)	【施行期日】 平成19年4月1日
福岡	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	焼却施設又は最終処分場へ 搬入される産業廃棄物の重 量	焼却施設又は最終処分場へ搬 入される産業廃棄物の排出事 業者及び中間処理業者	特別徴収 (自社処 分は申告	焼却施設:800円/トン 最終処分場:1,000円/トン	【施行期日】 平成17年4月1日
佐賀		NEW TOTAL PROPERTY N	-	NEDVO LIMPETAKE	納付)		
長崎							
大 分							
鹿児島							
宮崎							
東京	宿泊税	ホテル又は旅館 への宿泊	ホテル又は旅館への宿泊数	ホテル又は旅館の宿泊者	特別徴収	1人1泊についての宿泊料が 1万円以上1万5千円未満 : 100円 1万5千円以上 : 200円	【課税免除】 宿泊料金1人1泊1万円未満の宿泊 【施行期日】 平成14年10月1日
岐阜	乗鞍環境保全税	乗鞍鶴ヶ池駐車 場へしで為,又は を入り 人を入り る行為	乗鞍鶴ヶ池駐車場に自動車で進入する回数	乗鞍鶴ヶ池駐車場へ入り込む 自動車を運転する者	特別徴 (ル が り が り に は の け ()	 ○乗車定員が30人以上の自動車・一般乗合用バス以外3,000円/回・一般乗合用バス2,000円/回 ○乗車定員が11人以上29人以下の自動車1,500円/回 ○乗車定員が10人以下の自動車300円/回 	【課税免除】 緊急車両等 【施行期日】 平成 15 年 4 月 1 日

4 税目別納期限等一覧表

平成28年4月1日現在

税 目	賦 課 期 日	納期	徴 収 方 法
個人県民税	1月1日	市町村民税と同じ	普通徴収又は特別徴収
法人県民税	なし	(1) 確定申告(法人税と同じ) 各事業年度又は計算期間終了の日から2月以内(申告期限の延長を認められた場合,連結法人は4か月,その他の法人は3か月) (2) 中間申告 事業年度又は計算期間が6月を超える場合は、当該事業年度又は計算期間開始の日以後6月を経過した日から2月以内 (3) 清算中の法人 イ 各事業年度の終了の日の翌日から2月以内ロ残余の財産確定の日の翌日から1月以内ロ大統法第53条第19項に揚げる(均等割のみを課される)公共法人等4月30日まで	申告納付
県民税利子割	なし	当月分を翌月 10 日まで	特別徴収(申告納入)
県民税配当割	なし	当月分を翌月 10 日まで (源泉徴収選択口座内配当 等については、特別徴収した日の属する年の翌年 の1月 10 日まで)	特別徴収(申告納入)
県民税株式等 譲渡所得割	なし	当年分を翌年1月10日まで(年の中途において源 泉徴収口座の廃止届出書の提出等があった場合に は,提出等があった日の属する月の翌月10日まで)	特別徴収(申告納入)
個人事業税	なし	第1期 8月15日から同月31日まで 第2期 10月15日から同月31日まで	普通徴収
法人事業税	なし	(1) 確定申告 名事業年度又は計算期間終了の日の翌日から2月以内(申告期限の延長を認められた場合は連結法人は4か月,その他の法人は3か月) (2) 中間申告 事業年度又は計算期間が6月を超えるものは、当該事業年度又は計算期間開始の日から6月を経過した日から2月以内 (3) 清算中の法人 イ 各事業年度終了の日から2月以内 ロ 残余財産確定の日から1月以内	申告納付
地方消費税譲渡割	なし	(1) 中間申告 消費税法に規定する当該申告書の提出期限 (2) 確定申告 消費税法に規定する当該申告書の提出期限 ※ 当分の間,国(税務署)が,消費税の賦課徴収 の例により行う	申告納付
地方消費税貨物割	なし	消費税法に規定する当該申告書の提出期限 ※ 消費税の申告と併せ,国(税関長)に納付	申告納付

税目	賦課期日	納期	徴 収 方 法
不動産取得税	随時	納税通知書に定める日	普通徵収
県たばこ税	なし	当月分を翌月末日まで	申告納付普通徴収
ゴルフ場利用税	なし	当月分を翌月 15 日まで	特別徴収(申告納入) 申告納付
自動車税	4月1日	(1) 5月15日から同月31日まで (2) 道路運送車両法第7条,第12条又は第13条 の規定による登録申請があった自動車につい て,地方税法第151条第3項に規定する期間内 に納税義務が発生した場合に限り,当該申請の 日	普通徴収証紙徴収
鉱区税	4月1日	5月15日から同月31日まで	普通徴収
自動車取得税	なし	(1) 新規登録検査または使用の届出がされる自動車の取得については、登録検査または届出の時 (2) 登録(届出)自動車に所有者の変更があった場合、使用者の変更により自動車検査証等の記入を受ける場合またはその他の事由による場合の自動車の取得については、当該事由のあった日から15日以内 【その日前に当該登録等を受けたときは、 当該登録等の日	申告納付(証紙)
軽油引取税	なし	当月分を翌月末日まで (元売業者及び特約業者以外の者が、軽油 を輸入する場合は、輸入の時まで	特別徴収(申告納入) 申告納付 普通徴収
狩猟税	狩猟者の登録を受ける日	狩猟者の登録を受ける日	証紙徴収 普通徴収
産業廃棄物埋立税	なし	 (1) 1月1日から3月31日までの税額 4月末日まで (2) 4月1日から6月30日までの税額 7月末日まで (3) 7月1日から9月30日までの税額 10月末日まで (4) 10月1日から12月31日までの税額 翌年の1月末日まで 	特別徴収(申告納入) 申告納付

5 平成27年度都道府県税決算(見込)額調

	利	1月	予 算	額	調定	額	収 入	額	(単位: 収 フ	
都道府県	i \ 具名		税額	前年度比	税 額	前年度比	税額	前年度比	27年度	26年度
北	海	道	586,717,512	110.7	604,482,077	110.3	589,579,583	110.9	97.5	97.0
青		森	140,251,601	111.1	143,154,419	110.4	140,520,394	110.9	98.2	97.7
岩		手	127,436,000	110.7	130,052,826	110.4	127,902,697	110.8	98.3	98.0
宮		城	306,730,000	113.6	312,420,046	113.0	307,048,469	113.5	98.3	97.9
秋		田	90,265,475	110.0	92,104,794	108.6	90,354,275	109.3	98.1	97.4
Щ		形	107,650,000	111.1	109,760,009	110.4	107,957,272	110.9	98.4	97.9
福		島	235,434,353	113.5	240,494,239	113.1	235,830,360	113.5	98.1	97.7
茨		城	365,516,690	110.3	374,808,309	109.1	366,087,310	110.1	97.7	96.8
栃		木	243,000,000	108.5	250,472,332	107.8	244,349,497	108.7	97.6	96.7
群		馬	243,500,000	111.4	250,429,762	110.2	245,131,653	110.8	97.9	97.4
埼		玉	747,100,000	109.9	777,417,147	108.7	753,412,950	109.7	96.9	96.1
千		葉	956,087,000	110.5	979,574,153	109.2	954,053,609	110.1	97.4	96.6
東		京	3,959,338,560	126.7	3,916,437,567	125.5	3,856,865,181	126.5	98.5	97.7
神	奈	Ш	1,245,635,104	112.3	1,271,689,521	111.5	1,246,707,073	112.1	98.0	97.5
新		潟	271,531,000	112.8	275,416,678	112.3	272,138,853	112.8	98.8	98.4
富		Щ	138,486,000	114.2	142,588,508	112.9	139,779,504	113.3	98.0	97.7
石		Ш	142,373,534	111.0	149,253,072	111.4	145,669,067	112.0	97.6	97.1
福		井	108,735,322	116.4	112,574,709	115.7	110,501,567	116.3	98.2	97.7
Щ		梨	96,913,159	114.3	99,772,521	113.8	97,699,964	114.4	97.9	97.5
長		野	226,275,037	111.5	230,917,842	111.2	227,134,797	111.6	98.4	98.0
岐		阜	233,786,000	114.3	242,268,750	113.8	236,655,237	114.7	97.7	96.9
静		畄	484,700,000	108.7	498,880,835	108.4	488,267,775	109.0	97.9	97.3
愛		知	1,246,600,000	111.9	1,271,174,649	111.1	1,249,676,237	111.7	98.3	97.8
三		重	243,599,000	106.5	251,782,934	106.5	247,405,636	106.9	98.3	97.9
滋		賀	154,770,000	107.4	160,032,630	107.5	155,949,883	107.9	97.4	97.1
京		都	284,546,039	113.5	290,364,235	113.3	286,049,322	114.0	98.5	98.0
大		阪	1,400,410,000	116.1	1,453,979,663	117.8	1,427,578,587	118.8	98.2	97.4
兵		庫	714,351,000	112.8	730,911,900	111.7	716,240,758	112.3	98.0	97.5
奈		良	115,650,000	107.5	120,062,580	107.5	116,507,584	108.1	97.0	96.5
和	歌	山	94,042,000	109.4	96,883,259	109.2	95,196,114	109.6	98.3	97.9
鳥		取	51,406,469	110.6	52,337,360	109.3	51,566,154	109.7	98.5	98.2
島		根	67,109,804	111.7	68,003,843	111.2	67,372,118	111.5	99.1	98.8
岡		Ш e	242,833,189	116.2	244,361,273	112.6	239,706,572	113.1	98.1	97.7
広		島口	341,917,040	113.3	350,182,715	112.7	343,173,757	113.3	98.0	97.5
山海		口島	175,312,458	111.2	179,529,965	110.0	176,787,735	110.4	98.5	98.1 97.9
徳 香		岡川	75,500,000	102.7	78,444,360	101.4	77,008,735	101.7	98.2	
		媛	119,200,011 145,700,000	109.3 113.0	124,318,144	112.1 112.5	122,440,651	112.4 113.4	98.5 98.4	98.2 97.6
愛 高		知	64,069,689		148,638,706		146,261,643			
高福		岡	621,422,741	112.6 115.2	64,481,431 638,064,539	110.9 113.8	63,431,481 624,731,165	111.4 114.5	98.4 97.9	97.9 97.3
佐		賀	81,571,000	107.9	84,415,301	113.6	83,209,637	108.4	98.6	98.1
長		巨崎	113,602,030	110.2	116,029,170	107.9	113,942,880	110.2	98.2	97.6
熊		本	158,638,386	110.2	162,403,961	110.7	158,957,721	110.2	97.9	97.8
大		分	120,450,000	111.0	123,027,671	110.7	120,497,421	111.0	97.9	97.4
宮		崎	94,650,000	112.4	97,331,444	111.1	95,592,144	111.8	98.2	97.6
鹿	児	島	142,948,594	112.4	146,731,451	112.0	143,745,617	112.7	98.0	97.4
沖	<i>/</i> L	縄	113,794,685	113.0	117,583,074	112.3	115,563,248	112.9	98.3	97.8
合		計	18,041,556,482	114.9	18,376,046,373	114.2	18,022,239,886	114.9	98.1	97.4

	<u>₹</u>	兑目	個人県民利	说(均等割・所得	割)	個人県	、民税(配当割)		個人県民税	(単位: †	
都這 府県			調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率
北	海	道	168,461,134	159,084,107	94.4	3,386,379	3,386,379	100.0	2,822,081	2,822,081	100.0
青		森	34,067,016	31,746,574	93.2	674,103	674,103	100.0	472,168	472,168	100.0
岩		手	35,239,510	33,745,770	95.8	679,014	679,014	100.0	567,524	567,524	100.0
宮		城	80,472,997	76,122,547	94.6	1,651,314	1,651,314	100.0	1,709,573	1,709,573	100.0
秋		田	25,867,901	24,483,075	94.6	631,808	631,808	100.0	434,764	434,764	100.0
Щ		形	31,697,904	30,198,653	95.3	721,297	721,297	100.0	586,192	586,192	100.0
福		島	61,690,580	58,383,848	94.6	1,662,058	1,662,058	100.0	1,289,025	1,289,025	100.0
茨		城	107,682,460	101,179,189	94.0	3,368,249	3,368,249	100.0	3,329,339	3,329,339	100.0
栃		木	73,038,935	67,626,287	92.6	2,347,252	2,347,252	100.0	2,016,863	2,016,863	100.0
群		馬	69,934,358	65,405,645	93.5	2,192,421	2,192,421	100.0	2,216,659	2,216,659	100.0
埼		玉	308,876,955	287,618,059	93.1	10,346,780	10,346,780	100.0	10,486,643	10,486,643	100.0
千		葉	279,562,809	258,282,036	92.4	9,617,659	9,617,659	100.0	10,688,585	10,688,585	100.0
東		京	852,817,271	810,752,338	95.1	35,772,693	35,772,693	100.0	35,415,588	35,415,588	100.0
神	奈	ЛП	460,890,382	441,651,860	95.8	16,675,487	16,675,487	100.0	18,018,812	18,018,812	100.0
新		潟	68,794,905	66,118,065	96.1	2,334,509	2,334,509	100.0	2,040,899	2,040,899	100.0
富		Щ	38,321,710	36,188,769	94.4	1,761,054	1,761,054	100.0	1,392,484	1,392,484	100.0
石		Л	41,334,277	38,818,555	93.9	1,292,566	1,292,566	100.0	1,358,826	1,358,826	100.0
福		井	27,342,225	25,600,787	93.6	1,206,666	1,206,666	100.0	1,059,806	1,059,806	100.0
Щ		梨	28,351,190	26,789,829	94.5	920,983	920,983	100.0	847,333	847,333	100.0
長		野	69,550,395	66,645,374	95.8	1,964,056	1,964,056	100.0	2,011,297	2,011,297	100.0
岐		阜	72,551,456	68,417,630	94.3	2,615,289	2,615,289	100.0	2,584,754	2,584,754	100.0
静		畄	147,805,678	138,837,425	93.9	5,144,190	5,144,190	100.0	5,448,041	5,448,041	100.0
愛		知	343,681,164	326,314,788	94.9	14,663,045	14,663,045	100.0	15,183,225	15,183,225	100.0
三		重	68,814,975	65,196,712	94.7	2,975,202	2,975,202	100.0	2,708,821	2,708,821	100.0
滋		賀	52,377,417	49,745,477	95.0	1,774,273	1,774,273	100.0	1,929,832	1,929,832	100.0
京		都	93,474,482	90,452,441	96.8	4,704,805	4,704,805	100.0	4,567,002	4,567,002	100.0
大		阪	330,408,390	313,349,282	94.8	16,036,154	16,036,154	100.0	17,651,871	17,651,871	100.0
兵		庫	221,818,355	210,040,036	94.7	11,274,512	11,274,512	100.0	11,124,086	11,124,086	100.0
奈		良	50,218,846	47,919,498	95.4	3,351,976	3,351,976	100.0	3,158,076	3,158,076	100.0
和	歌	Щ	28,882,282	27,605,070	95.6	1,709,228	1,709,228	100.0	1,391,091	1,391,091	100.0
鳥		取	15,673,817	15,038,785	95.9	531,480	531,480	100.0	497,744	497,744	100.0
島		根	19,518,127	19,067,679	97.7	519,421	519,421	100.0	488,754	488,754	100.0
岡		Щ	64,374,581	60,804,216	94.5	3,032,858	3,032,858	100.0	2,729,482	2,729,482	100.0
広		島	104,645,452	99,462,642	95.0	3,806,859	3,806,859	100.0	3,451,437	3,451,437	100.0
Щ		П	45,327,940	43,133,826	95.2	1,628,928	1,628,928	100.0	1,598,387	1,598,387	100.0
徳		島	22,787,919	21,640,268	95.0	1,592,480	1,592,480	100.0	1,548,946	1,548,946	100.0
香		Ш	32,499,522	31,073,020	95.6	1,641,396	1,641,396	100.0	1,402,647	1,402,647	100.0
愛		媛	39,947,998	38,179,014	95.6	1,511,978	1,511,978	100.0	1,525,481	1,525,481	100.0
高		知	20,228,944	19,484,150	96.3	692,912	692,912	100.0	592,366	592,366	100.0
福		畄	172,567,372	162,704,296	94.3	5,585,281	5,585,281	100.0	5,206,539	5,206,539	100.0
佐		賀	22,960,078	22,090,398	96.2	671,482	671,482	100.0	530,543	530,543	100.0
長		崎	37,893,952	36,194,218	95.5	1,032,127	1,032,127	100.0	860,778	860,778	100.0
熊		本	49,907,559	47,131,876	94.4	1,284,597	1,284,597	100.0	1,142,793	1,142,793	100.0
大		分	32,804,037	31,353,733	95.6	759,496	759,496	100.0	721,248	721,248	100.0
宮		崎	28,713,841	27,263,630	94.9	629,779	629,779	100.0	546,684	546,684	100.0
鹿	児	島	43,334,551	41,018,358	94.7	823,055	823,055	100.0	803,025	803,025	100.0
沖		縄	34,915,970	33,280,865	95.3	560,364	560,364	100.0	527,286	527,286	100.0
合		計	5,062,129,619	4,793,240,699	94.7	189,759,515	189,759,515	100.0	188,685,400	188,685,400	100.0

	₹	兑目	法人	県 民 移	ź	利	子割		個人	事業務	
都追 府県	道 人 県名		調 定 額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率
北	海	道	20,963,573	20,762,039	99.0	1,918,728	1,918,728	100.0	4,627,986	4,374,976	94.5
青		森	4,270,160	4,248,983	99.5	406,965	406,965	100.0	919,492	893,282	97.1
岩		手	5,509,832	5,490,806	99.7	425,930	425,930	100.0	1,291,735	1,254,786	97.1
宮		城	14,922,499	14,868,193	99.6	854,582	854,582	100.0	3,282,618	3,190,356	97.2
秋		田	3,846,456	3,821,697	99.4	326,633	326,633	100.0	781,086	760,613	97.4
Щ		形	4,300,936	4,276,598	99.4	442,415	442,415	100.0	1,068,231	1,032,091	96.6
福		島	10,514,599	10,440,067	99.3	649,627	649,627	100.0	2,837,220	2,699,506	95.1
茨		城	15,011,831	14,940,296	99.5	1,006,389	1,006,389	100.0	3,117,012	2,969,704	95.3
栃		木	12,061,556	12,020,307	99.7	675,123	675,123	100.0	2,034,977	1,948,976	95.8
群		馬	12,901,583	12,872,193	99.8	811,106	811,106	100.0	2,008,615	1,912,023	95.2
埼		玉	28,122,614	27,963,664	99.4	2,754,175	2,754,175	100.0	12,525,862	12,206,951	97.5
千		葉	25,534,043	25,360,079	99.3	2,687,010	2,687,010	100.0	7,885,246	7,510,069	95.2
東		京	247,127,043	244,039,419	98.8	36,330,468	36,334,220	100.0	50,390,917	49,153,048	97.5
神	奈	Л	46,232,330	46,082,603	99.7	4,983,616	4,983,616	100.0	18,518,405	18,106,386	97.8
新		潟	11,017,806	10,991,605	99.8	976,848	976,848	100.0	2,204,472	2,103,664	95.4
富		山	5,861,661	5,840,634	99.6	602,391	602,391	100.0	1,246,375	1,148,732	92.2
石		Щ	7,084,708	7,039,023	99.4	618,418	618,418	100.0	1,588,718	1,376,895	86.7
福		井	4,757,600	4,730,806	99.4	427,570	427,570	100.0	865,344	831,995	96.1
Ш		梨	6,275,808	6,251,684	99.6	336,431	336,431	100.0	1,028,852	1,000,907	97.3
長		野	10,333,706	10,278,062	99.5	870,252	870,252	100.0	1,789,146	1,709,713	95.6
岐		阜	9,977,617	9,884,379	99.1	1,082,614	1,082,614	100.0	2,596,580	2,446,108	94.2
静		尚	20,055,051	19,980,408	99.6	2,136,866	2,136,866	100.0	5,726,029	5,520,467	96.4
愛		知	66,866,331	66,784,278	99.9	5,587,478	5,587,478	100.0	13,292,817	12,853,467	96.7
三		重	8,981,688	8,946,068	99.6	937,830	937,830	100.0	2,119,568	2,086,199	98.4
滋		賀	7,497,053	7,460,256	99.5	613,503	613,503	100.0	1,448,248	1,381,300	95.4
京		都	13,883,848	13,846,729	99.7	1,976,532	1,976,532	100.0	3,839,334	3,732,830	97.2
大		阪	75,890,547	75,528,693	99.5	8,090,537	8,090,537	100.0	15,086,970	14,652,231	97.1
兵		庫	24,708,239	24,563,178	99.4	3,809,905	3,809,905	100.0	7,022,925	6,770,403	96.4
奈		良	3,725,983	3,697,239	99.2	853,129	853,129	100.0	1,297,683	1,263,229	97.3
和	歌	Щ	3,444,525	3,432,620	99.7	598,009	598,009	100.0	1,055,833	1,036,613	98.2
鳥		取	2,142,720	2,136,168	99.7	279,351	279,351	100.0	434,108	418,466	96.4
島		根	2,870,212	2,856,689	99.5	353,122	353,122	100.0	668,303	641,817	96.0
岡		Щ	9,686,225	9,608,803	99.2	1,021,614	1,021,614	100.0	1,787,782	1,688,172	94.4
広		島	16,069,399	15,984,236	99.5	1,703,880	1,703,880	100.0	3,852,312	3,717,571	96.5
Щ		П	6,563,481	6,548,615	99.8	864,244	864,244	100.0	1,556,507	1,500,583	96.4
徳		島	3,551,020	3,534,068	99.5	437,170	437,170	100.0	562,280	541,669	96.3
香		Ш	6,081,807	6,053,226	99.5	735,417	735,417	100.0	857,077	829,428	96.8
愛		媛	6,783,218	6,754,321	99.6	889,556	889,556	100.0	1,232,173	1,177,619	95.6
高		知	2,762,416	2,756,612	99.8	504,232	504,232	100.0	782,317	767,120	98.1
福		畄	26,610,127	26,389,163	99.2	2,133,500	2,133,500	100.0	6,652,998	6,425,448	96.6
佐		賀	3,223,169	3,209,660	99.6	269,065	269,065	100.0	881,445	859,304	97.5
長		崎	5,065,417	5,046,977	99.6	405,010	405,010	100.0	1,297,931	1,262,305	97.3
熊		本	6,731,346	6,702,323	99.6	529,965	529,965	100.0	1,571,525	1,504,145	95.7
大		分	4,788,386	4,745,538	99.1	375,577	375,577	100.0	1,032,913	977,198	94.6
宮		崎	3,697,093	3,684,850	99.7	255,914	255,914	100.0	1,070,433	1,040,811	97.2
鹿	児	島	5,990,667	5,962,420	99.5	447,135	447,135	100.0	1,301,165	1,235,850	95.0
沖		縄	5,073,177	5,050,845	99.6	382,954	382,954	100.0	1,402,231	1,368,261	97.6
合		計	849,371,107	843,467,119	99.3	95,378,787	95,382,539	100.0	200,441,795	193,883,287	96.7

	₹	兑目	法人	事業移	ź	地方洋	肖費 税 譲 渡 害	ıJ	地方淮	(単位:† 背費税貨物害	
都追 府県			調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率
北	海	道	91,716,708	91,255,268	99.5	115,685,150	115,685,150	100.0	23,962,226	23,962,226	100.0
青		森	20,132,441	20,111,287	99.9	23,832,579	23,832,579	100.0	1,722,045	1,722,045	100.0
岩		手	22,068,850	22,022,614	99.8	22,043,215	22,043,215	100.0	63,716	63,716	100.0
宫		城	63,731,156	63,602,832	99.8	57,897,019	57,897,019	100.0	11,765,361	11,765,361	100.0
秋		田	15,173,560	15,132,455	99.7	16,064,793	16,064,793	100.0	1,514,677	1,514,677	100.0
Щ		形	17,452,542	17,416,829	99.8	21,578,167	21,578,167	100.0	906,504	906,504	100.0
福		島	54,422,426	54,256,134	99.7	38,792,095	38,792,095	100.0	1,403,562	1,403,562	100.0
茨		城	67,318,972	67,144,386	99.7	52,988,530	52,988,530	100.0	19,606,638	19,606,638	100.0
栃		木	51,965,066	51,900,873	99.9	35,715,803	35,715,803	100.0	411,898	411,898	100.0
群		馬	52,728,761	52,669,070	99.9	44,406,931	44,406,931	100.0	225,504	225,504	100.0
埼		玉	113,949,190	113,701,647	99.8	119,315,518	119,315,518	100.0	523,720	523,720	100.0
千		葉	112,837,323	112,536,980	99.7	94,412,982	94,412,982	100.0	281,375,098	281,375,098	100.0
東		京	901,256,131	892,771,223	99.1	1,324,953,251	1,324,953,251	100.0	169,120,284	169,120,284	100.0
神	奈	ЛП	213,071,607	213,020,965	99.9	166,110,684	166,110,684	100.0	144,940,310	144,940,310	100.0
新		潟	53,963,955	53,823,218	99.7	51,453,540	51,453,540	100.0	12,666,646	12,666,646	100.0
富		Щ	25,638,086	25,607,370	99.9	32,288,174	32,288,174	100.0	2,130,447	2,130,447	100.0
石		Ш	29,108,712	29,025,713	99.7	29,618,669	29,618,669	100.0	2,096,865	2,096,865	100.0
福		井	24,628,003	24,597,777	99.9	20,461,132	20,461,132	100.0	974,930	974,930	100.0
Щ		梨	24,366,271	24,315,556	99.8	12,475,646	12,475,646	100.0	129,714	129,714	100.0
長		野	45,686,900	45,546,265	99.7	38,014,646	38,014,646	100.0	149,724	149,724	100.0
岐		阜	42,429,828	42,222,333	99.5	46,773,246	46,773,246	100.0	316,221	316,221	100.0
静		畄	108,099,655	107,991,101	99.9	73,714,458	73,714,458	100.0	16,202,944	16,202,944	100.0
愛		知	298,476,194	298,747,087	100.1	187,336,288	187,336,288	100.0	106,796,275	106,796,275	100.0
三		重	44,631,130	44,568,218	99.9	32,042,305	32,042,305	100.0	28,492,657	28,492,657	100.0
滋		賀	33,944,687	33,867,107	99.8	20,764,225	20,764,225	100.0	235,274	235,274	100.0
京		都	59,151,297	59,505,669	100.6	51,835,947	51,835,947	100.0	1,546,656	1,546,656	100.0
大		阪	293,736,406	293,379,277	99.9	342,020,026	342,020,026	100.0	165,383,229	165,383,229	100.0
兵		庫	121,424,818	121,112,799	99.7	105,282,810	105,282,810	100.0	91,449,777	91,449,777	100.0
奈		良	14,703,841	14,635,674	99.5	13,943,826	13,943,826	100.0	5,237	5,237	100.0
和	歌	Щ	14,664,108	14,648,817	99.9	16,721,979	16,721,979	100.0	6,110,256	6,110,256	100.0
鳥		取	9,137,097	9,120,039	99.8	9,077,258	9,077,258	100.0	479,851	479,851	100.0
島		根	13,635,806	13,600,668	99.7	12,521,312	12,521,312	100.0	445,796	445,796	100.0
岡		Щ	40,213,286	40,019,125	99.5	40,898,125	40,898,125	100.0	27,352,919	27,352,919	100.0
広		島	68,209,301	68,024,515	99.7	62,681,747	62,681,747	100.0	13,496,089	13,496,089	100.0
Щ		П	29,769,917	29,755,096	100.0	27,699,191	27,699,191	100.0	26,357,992	26,357,992	100.0
徳		島	16,234,159	16,146,981	99.5	10,743,380	10,743,380	100.0	1,508,241	1,508,241	100.0
香		Ш	25,085,861	25,043,391	99.8	24,630,356	24,630,356	100.0	3,611,472	3,611,472	100.0
愛		媛	28,109,259	28,064,803	99.8	23,990,411	23,990,411	100.0	10,995,141	10,995,141	100.0
高		知	10,900,705	10,892,563	99.9	11,926,038	11,926,038	100.0	310,748	310,748	100.0
福		畄	108,730,168	108,158,030	99.5	121,392,915	121,392,915	100.0	62,487,660	62,487,660	100.0
佐		賀	15,036,179	15,019,439	99.9	14,184,487	14,184,487	100.0	1,328,293	1,328,293	100.0
長		崎	18,774,631	18,741,584	99.8	20,693,849	20,693,849	100.0	4,611,047	4,611,047	100.0
熊		本	26,322,979	26,270,186	99.8	30,261,517	30,261,517	100.0	913,851	913,851	100.0
大		分	20,078,343	19,956,765	99.4	20,684,675	20,684,675	100.0	12,262,679	12,262,679	100.0
宮		崎	16,777,782	16,754,757	99.9	17,910,945	17,910,945	100.0	464,930	464,930	100.0
鹿	児	島	22,618,683	22,583,347	99.8	27,231,580	27,231,580	100.0	4,590,595	4,590,595	100.0
沖		縄	20,186,112	20,217,180	100.2	22,517,805	22,517,805	100.0	3,159,818	3,159,818	100.0
合		計	3,522,298,891	3,509,505,012	99.6	3,707,589,226	3,707,589,226	100.0	1,266,605,517	1,266,605,517	100.0

	. ₹	兑目	不動	産 取 得 和	兑	県た	ばこ	税	ゴルフ	(単位:千 '場利用	税
都追 府県			調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率
北	海	道	16,225,325	15,310,250	94.4	7,847,607	7,847,607	100.0	1,738,828	1,734,538	99.8
青		森	2,349,516	2,301,647	98.0	1,787,281	1,787,281	100.0	161,051	161,051	100.0
岩		手	2,618,602	2,554,461	97.6	1,567,592	1,567,592	100.0	302,099	302,099	100.0
宮		城	6,453,801	6,238,755	96.7	3,146,860	3,146,860	100.0	773,414	763,771	98.8
秋		田	1,766,983	1,624,534	91.9	1,218,742	1,218,742	100.0	181,016	181,016	100.0
Щ		形	2,299,094	2,233,273	97.1	1,228,461	1,228,461	100.0	131,479	131,479	100.0
福		島	4,310,432	3,941,983	91.5	2,756,537	2,756,537	100.0	683,844	674,470	98.6
茨		城	6,329,312	6,089,966	96.2	3,784,760	3,784,760	100.0	2,853,106	2,824,529	99.0
栃		木	5,471,595	5,311,414	97.1	2,493,127	2,493,127	100.0	2,435,588	2,434,251	99.9
群		馬	5,139,664	4,975,849	96.8	2,428,669	2,428,669	100.0	1,319,365	1,319,365	100.0
埼		玉	19,176,819	18,783,067	97.9	8,074,322	8,074,322	100.0	2,249,135	2,249,135	100.0
千		葉	18,631,188	17,589,018	94.4	7,080,379	7,080,379	100.0	4,497,681	4,497,681	100.0
東		京	79,816,136	77,659,796	97.3	17,858,746	17,858,637	100.0	644,149	644,149	100.0
神	奈	Л	26,905,347	25,026,889	93.0	9,658,408	9,658,408	100.0	1,597,304	1,597,304	100.0
新	٠	潟	5,325,995	5,157,655	96.8	2,616,996	2,616,996	100.0	586,177	584,095	99.6
富		Щ	2,243,352	2,172,553	96.8	1,223,519	1,223,519	100.0	347,618	347,618	100.0
石		ЛП	2,800,991	2,614,286	93.3	1,400,772	1,400,772	100.0	581,000	581,000	100.0
福		井	1,722,478	1,652,200	95.9	918,078	918,078	100.0	269,132	269,132	100.0
山		梨	2,043,285	1,831,842	89.7	1,045,635	1,045,635	100.0	791,286	785,153	99.2
長		野	4,459,738	4,265,332	95.6	2,254,570	2,254,570	100.0	926,978	916,653	98.9
岐		阜	4,869,343	4,736,341	97.3	2,166,544	2,166,544	100.0	1,840,635	1,838,827	99.9
静		畄	10,835,744	10,502,191	96.9	4,272,296	4,272,296	100.0	2,624,897	2,618,554	99.8
愛		知	22,121,100	21,381,929	96.7	8,728,255	8,728,255	100.0	1,593,758	1,593,758	100.0
三		重	4,019,592	3,929,563	97.8	2,114,642	2,114,642	100.0	1,854,778	1,854,778	100.0
滋		賀	4,216,934	3,663,666	86.9	1,567,451	1,567,451	100.0	1,128,788	1,118,762	99.1
京		都	9,194,249	8,630,301	93.9	2,811,148	2,811,148	100.0	828,896	828,896	100.0
大		阪	40,879,764	35,815,819	87.6	12,200,358	12,200,358	100.0	1,538,441	1,523,844	99.1
兵		庫	16,721,806	16,025,302	95.8	5,808,557	5,808,557	100.0	3,895,953	3,895,953	100.0
奈		良	2,761,044	2,420,398	87.7	1,274,491	1,274,491	100.0	917,399	917,399	100.0
和	歌	Щ	2,319,086	2,177,690	93.9	1,172,204	1,172,204	100.0	372,737	372,737	100.0
鳥		取	902,762	834,130	92.4	641,990	641,990	100.0	106,269	106,016	99.8
島		根	1,275,981	1,251,159	98.1	707,397	707,397	100.0	145,433	143,303	98.5
畄		Щ	4,227,506	4,131,633	97.7	2,180,969	2,180,969	100.0	770,019	765,583	99.4
広		島	8,058,209	7,519,183	93.3	3,141,288	3,141,288	100.0	779,852	779,372	99.9
山		П	2,772,411	2,722,565	98.2	1,579,786	1,579,786	100.0	533,996	533,996	100.0
徳		島	1,533,037	1,488,123	97.1	874,396	874,396	100.0	274,229	274,229	100.0
香		Ш	2,483,163	2,384,895	96.0	1,159,281	1,159,281	100.0	376,923	376,923	100.0
愛		媛	3,061,451	2,991,779	97.7	1,546,023	1,546,023	100.0	476,209	476,209	100.0
高		知	1,188,894	1,162,759	97.8	889,075	889,075	100.0	249,404	249,404	100.0
福		岡	16,138,159	15,344,359	95.1	6,497,968	6,497,968	100.0	1,048,224	1,047,641	99.9
佐		賀	1,636,843	1,580,515	96.6	1,074,544	1,074,544	100.0	294,121	294,121	100.0
長		崎	2,489,339	2,372,489	95.3	1,656,354	1,656,354	100.0	308,690	308,690	100.0
熊		本	4,338,784	4,124,762	95.1	2,100,868	2,100,868	100.0	605,514	605,010	99.9
大		分	3,148,005	3,095,284	98.3	1,404,591	1,404,591	100.0	357,993	357,993	100.0
宮		崎	2,095,993	2,035,552	97.1	1,345,450	1,345,450	100.0	481,679	481,679	100.0
鹿	児	島	3,661,675	3,501,458	95.6	1,902,101	1,902,101	100.0	406,622	406,239	99.9
沖		縄	3,689,159	3,599,778	97.6	1,813,974	1,813,974	100.0	769,734	769,734	100.0
合		計	396,729,685	376,758,392	95.0	153,023,062	153,022,953	100.0	47,651,443	47,538,140	99.8

	₹	兑目	自	動 車 税		鉱	区	兑	固定	(単位:† 資 産 移	
都追 府県	重 ∕ 県名		調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率
北	海	道	78,332,272	76,605,874	97.8	29,977	29,259	97.1	960,263	960,263	100.0
青		森	16,835,803	16,639,087	98.8	2,775	2,564	93.2	591,753	591,753	100.0
岩		手	17,875,432	17,752,762	99.3	18,528	17,142	94.6	0	0	0.0
宮		城	33,242,676	32,870,188	98.9	2,982	2,982	100.0	0	0	0.0
秋		田	13,963,465	13,830,020	99.0	16,287	15,817	96.7	0	0	0.0
山		形	16,200,905	16,061,543	99.1	4,107	4,107	100.0	0	0	0.0
福		島	31,050,730	30,543,683	98.4	11,826	11,601	98.0	383,347	383,347	100.0
茨		城	51,872,016	50,444,279	97.2	4,863	3,648	80.4	0	0	0.0
栃		木	35,507,516	35,157,304	99.0	7,366	7,278	99.4	0	0	0.0
群		馬	34,673,414	34,253,506	98.8	1,742	1,742	100.0	0	0	0.0
埼		玉	87,036,980	85,632,533	98.4	4,907	4,907	100.0	0	0	0.0
千		葉	76,989,373	74,663,840	97.0	40,701	40,701	100.0	0	0	0.0
東		京	106,668,174	105,602,723	99.0	2,180	2,180	100.0	0	0	0.0
神	奈	ЛП	93,552,416	92,394,575	98.8	1	1	100.0	0	0	0.0
新	•	潟	31,922,212	31,832,803	99.7	49,958	49,846	99.9	0	0	0.0
富		 山	17,186,873	17,019,284	99.0	1,184	647	68.9	0	0	0.0
石		Л	17,736,786	17,433,304	98.3	488	465	100.0	0	0	0.0
福		井	12,144,787	11,974,881	98.6	2,189	2,189	100.0	0	0	0.0
 山		梨	13,114,524	12,923,688	98.5	295	295	97.9	0	0	0.0
長		野	32,469,394	32,071,813	98.8	2,736	2,736	100.0	0	0	0.0
岐		阜	32,555,473	31,863,285	97.9	19,268	15,469	81.8	0	0	0.0
静		尚	55,186,328	54,358,275	98.5	3,876	3,876	100.0	0	0	0.0
愛		知	115,960,805	114,519,104	98.8	2,773	2,773	98.3	325,535	325,535	100.0
三		重	27,773,968	27,518,538	99.1	3,065	3,065	99.8	0	0	0.0
滋		一	18,298,324	18,027,488	98.5	7,428	7,428	100.0	0	0	0.0
京		都	25,930,512	25,260,940	97.4	696	543	81.5	0	0	0.0
大		阪	79,906,038	78,115,144	97.8	70	70	100.0	0	0	0.0
兵		庫	62,660,727	61,398,316	98.0	5,790	5,790	99.8	0	0	0.0
奈		良	15,897,201	15,452,004	97.2	820	820	100.0	0	0	0.0
和	歌	山	11,342,496	11,228,688	99.0	120	120	100.0	0	0	0.0
鳥		取	6,993,923	6,968,911	99.6	724	724	100.0	0	0	0.0
島		根	8,142,848	8,070,921	99.1	1,240	1,240	100.0	0	0	0.0
尚		Щ	25,822,788	25,510,655	98.8	11,027	10,960	100.0	0	0	0.0
広		島	33,523,808	33,157,631	98.9	4,780	4,780	100.0	0	0	0.0
Щ		П	17,960,514	17,818,640	99.2	7,742	7,742	100.0	0	0	0.0
徳		島	10,314,882	10,200,823	98.9	1,374	1,361	99.1	0	0	0.0
香		Л	13,298,703	13,068,794	98.3	12	12	100.0	0	0	0.0
愛		媛	15,929,819	15,680,009	98.4	3,533	3,533	98.0	0	0	0.0
高		知	8,003,752	7,796,097	97.4	6,550	6,522	99.1	0	0	0.0
福		岡	59,407,024	58,581,340	98.6	7,678	5,217	68.7	0	0	0.0
佐		賀	10,259,663	10,165,124	99.1	233	233	100.0	0	0	0.0
長		崎	12,900,447	12,789,437	99.1	3,878	3,774	97.3	0	0	0.0
熊		本	21,597,702	21,378,839	99.0	9,901	8,499	80.8	0	0	0.0
大		分	14,304,733	14,112,051	98.7	10,653	10,433	96.6	0	0	0.0
宮		崎	13,168,972	13,064,457	99.2	6,320	6,248	98.9	0	0	0.0
鹿	児	島	18,103,539	17,727,620	97.9	10,807	8,413	84.1	0	0	0.0
沖		縄	13,484,455	13,262,274	98.4	8,302	7,486	87.2	0	0	0.0
合		計	1,567,105,192	1,542,803,094	98.4	343,752	327,238	95.2	2,260,898	2,260,898	100.0

		兑目	法 定	外普通租	兑	自動	車取得和	兑	軽油	(単位:千 引 取 税	
都追 府県	道へ 具名		調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率
北	海	道	899,960	899,960	100.0	6,528,526	6,527,381	100.0	57,403,082	55,446,781	96.6
青		森	19,401,311	19,401,311	100.0	1,455,292	1,455,292	100.0	13,737,028	13,736,782	100.0
岩		手	0	0	0.0	1,512,210	1,512,210	100.0	18,177,035	17,811,054	98.0
宮		城	0	0	0.0	2,873,189	2,873,120	100.0	29,243,933	29,095,218	99.5
秋		田	0	0	0.0	1,241,148	1,241,148	100.0	8,813,645	8,813,645	100.0
山		形	0	0	0.0	1,267,680	1,267,680	100.0	9,700,617	9,698,505	100.0
福		島	0	0	0.0	2,631,448	2,631,448	100.0	24,785,133	24,691,619	99.6
茨		城	1,226,319	1,226,319	100.0	3,394,654	3,394,654	100.0	31,859,095	31,736,269	99.6
栃		木	0	0	0.0	2,479,696	2,479,696	100.0	21,779,755	21,772,986	100.0
群		馬	0	0	0.0	2,716,057	2,716,057	100.0	16,699,409	16,699,409	100.0
埼		玉	0	0	0.0	7,491,259	7,491,072	100.0	46,460,240	46,238,841	99.5
千		葉	0	0	0.0	6,114,177	6,106,581	99.9	41,579,813	41,569,257	100.0
東		京	0	0	0.0	13,836,558	13,835,851	100.0	42,347,241	40,869,332	96.5
神	奈	Ш	0	0	0.0	9,212,520	9,213,889	99.9	41,066,466	39,201,854	95.5
新		潟	3,209,844	3,209,844	100.0	2,642,940	2,642,940	100.0	23,453,650	23,380,354	99.7
富		Щ	0	0	0.0	1,273,431	1,273,431	100.0	11,062,998	10,775,245	97.4
石		Ш	770,452	770,452	100.0	1,429,453	1,429,593	100.0	10,241,858	10,182,906	99.4
福		井	7,117,136	7,117,136	100.0	993,145	993,145	100.0	7,671,583	7,670,480	100.0
Щ		梨	0	0	0.0	963,333	963,333	100.0	7,062,069	7,062,069	100.0
長		野	0	0	0.0	2,874,279	2,874,279	100.0	17,529,296	17,529,296	100.0
岐		阜	0	0	0.0	2,662,602	2,662,474	100.0	17,092,150	16,991,094	99.4
静		尚	930,312	930,312	100.0	4,487,346	4,487,346	100.0	36,076,015	36,074,120	100.0
愛		知	0	0	0.0	11,645,133	11,644,676	100.0	58,292,107	56,597,657	97.1
三		重	0	0	0.0	2,480,692	2,480,692	100.0	21,511,279	21,229,604	98.7
滋		賀	0	0	0.0	1,624,599	1,624,390	100.0	12,540,473	12,107,808	96.5
京		都	0	0	0.0	2,595,458	2,595,095	100.0	13,947,418	13,682,021	98.1
大		阪	0	0	0.0	8,121,607	8,120,379	100.0	46,331,621	45,680,131	98.6
兵		庫	0	0	0.0	5,644,691	5,644,691	100.0	38,216,302	37,995,881	99.4
奈		良	0	0	0.0	1,261,730	1,261,730	100.0	6,543,206	6,205,423	94.8
和	歌	Щ	0	0	0.0	1,021,087	1,021,087	100.0	6,060,183	5,953,633	98.2
鳥		取	0	0	0.0	549,897	549,897	100.0	4,863,160	4,863,160	100.0
島		根	470,513	470,513	100.0	655,744	655,744	100.0	5,269,777	5,262,696	99.9
岡		山	0	0	0.0	1,974,366	1,974,366	100.0	17,820,622	17,519,988	98.3
広		島	0	0	0.0	2,922,756	2,922,756	100.0	23,289,977	22,774,202	97.8
山			0	0	0.0	1,517,980	1,517,980	100.0	13,538,217	13,267,432	98.0
徳		島	0	0	0.0	684,957	684,957	100.0	5,778,137	5,774,639	99.9
香		111	0	0	0.0	955,906	955,906	100.0	9,490,864	9,466,750	99.7
愛		媛	953,600	953,600	100.0	1,146,603	1,146,603	100.0	10,107,706	10,107,706	100.0
高		知	0	0	0.0	588,139	588,139	100.0	4,828,301	4,786,106	99.1
福		岡加	1 000 004	1 000 004	0.0	4,848,137	4,848,137	100.0	38,560,708	37,737,019	97.9
佐		賀	1,866,864	1,866,864	100.0	675,538	675,538	100.0	9,409,208	9,277,342	98.6
長能		崎士	0	0	0.0	912,952	912,952	100.0	7,038,906	6,967,427	99.0
熊		本公	0	0	0.0	1,429,304	1,429,304	100.0	13,478,453	13,396,500	99.4
大官		分 崎	0	0	0.0	1,000,462	1,000,462	100.0	8,503,266	8,413,352	98.9
宮鹿	児	崎島	1 707 970	0 1,797,970	0.0 100.0	898,944	898,944	100.0	9,012,571	8,953,400	99.3
避 沖	汇	局縄	1,797,970 1,013,858	1,797,970	100.0	1,207,705 863,505	1,207,705 863,505	100.0 100.0	12,334,522 7,173,588	12,333,806	100.0 99.4
合		計	39,658,139	39,658,139	100.0	137,308,835	137,298,255	100.0	937,782,684	7,126,974 924,527,774	
Ц		μΙ	00,000,100	00,000,100	100.0	101,000,000	101,430,430	100.0	551,102,004	321,021,114	1 50.0

	<u>₹</u>	兑目	狩	猟	兑	法 定	外目的税		旧法	による 税	
都這 府県			調 定 額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率
北	海	道	55,782	55,782	100.0	913,493	910,554	99.7	2,997	380	12.7
青		森	6,749	6,749	100.0	328,891	328,891	100.0	0	0	0.0
岩		手	14,654	14,654	100.0	77,326	77,326	100.0	22	22	100.0
宮		城	15,709	15,709	100.0	379,909	379,909	100.0	454	180	39.6
秋		田	4,590	4,590	100.0	253,945	253,888	100.0	3,295	361	11.0
山		形	7,170	7,170	100.0	166,308	166,308	100.0	0	0	0.0
福		島	24,939	24,939	100.0	594,811	594,811	100.0	0	0	0.0
茨		城	46,621	46,621	100.0	0	0	0.0	8,143	3,545	43.5
栃		木	29,829	29,829	100.0	0	0	0.0	387	232	60.1
群		馬	25,504	25,504	100.0	0	0	0.0	0	0	0.0
埼		玉	21,892	21,892	100.0	0	0	0.0	136	24	17.6
千		葉	34,938	34,938	100.0	0	0	0.0	5,148	716	13.9
東		京	3,936	3,936	100.0	2,076,462	2,076,462	100.0	339	51	15.0
神	奈	Л	17,049	17,049	100.0	0	0	0.0	238,368	6,372	2.7
新	74.	潟	15,701	15,701	100.0	139,625	139,625	100.0	0	0	0.0
富		山	7,151	7,151	100.0	0	0	0.0	0	0	0.0
石		Ш	10,759	10,759	100.0	0	0	0.0	178,754	0	0.0
福		井	12,857	12,857	100.0	0	0	0.0	48	0	0.0
山		梨	19,868	19,868	100.0	0	0	0.0	0	0	0.0
長		野	27,357	27,357	100.0	0	0	0.0	3,372	3,372	100.0
岐		阜	22,940	22,940	100.0	14,060	14,060	100.0	98,130	1,629	1.7
静		平岡	43,705	43,705	100.0	14,000	14,000	0.0	98,130 87,404	1,029	1.4
愛		知知	13,478	13,478	100.0	603,141	603,141	100.0	5,747	1,200	0.0
爰三		重							0,747		
三滋		里賀	24,841	24,841	100.0	295,901	295,901	100.0	_	0	0.0
			13,868	13,868	100.0	47,271	47,271	100.0	2,982	504	16.9
京土		都	20,255	20,255	100.0	51,272	51,272	100.0	4,428	240	5.4
大		阪	8,090	8,090	100.0	0	0	0.0	689,544	23,452	3.4
兵女		庫	38,743	38,743	100.0	105.550	105.550	0.0	3,904	19	0.5
奈	m/s	良	11,877	11,877	100.0	135,558	135,558	100.0	657	0	0.0
和自	歌	山	16,272	16,272	100.0	0	0	0.0	1,763	0	0.0
鳥		取担	7,602	7,602	100.0	14,582	14,582	100.0	3,025	0	0.0
島		根	13,178	13,178	100.0	300,879	300,709	99.9	0	0	0.0
岡		山 ja	22,457	22,457	100.0	434,647	434,647	100.0	0	0	0.0
広		島	25,278	25,278	100.0	520,291	520,291	100.0	0	0	0.0
山		口白	17,895	17,895	100.0	234,837	234,837	100.0	0	0	0.0
徳		島	16,809	16,809	100.0	0	0	0.0	944	195	20.7
香		川	7,737	7,737	100.0	0	0	0.0	0	7 501	0.0
愛		媛	27,223	27,223	100.0	233,053	233,053	100.0	168,270	7,581	4.5
高		知	26,638	26,638	100.0	0	0	0.0	0	0	0.0
福		岡	21,217	21,217	100.0	167,246	165,435	98.9	1,618	0	0.0
佐		賀	9,706	9,706	100.0	102,969	102,969	100.0	871	10	1.1
長		崎	8,891	8,891	100.0	74,971	74,971	100.0	0	0	0.0
熊		本	22,318	22,318	100.0	150,344	150,344	100.0	4,640	25	0.5
大		分	29,004	29,004	100.0	632,289	237,342	37.5	129,321	0	0.0
宫		崎	30,154	30,154	100.0	223,960	223,960	100.0	0	0	0.0
鹿	児	島	29,791	29,791	100.0	133,331	133,331	100.0	2,931	1,816	62.0
沖		縄	2,227	2,227	100.0	37,980	37,980	100.0	575	80	13.9
合		計	935,248	935,248	100.0	9,339,352	8,939,428	95.7	1,648,218	52,006	3.2

6 県税調定収入額の推移

年 度	最終予算額	調定額	収 入 額	過誤納額
21	83,071,984	97,747,816	96,523,732	51,053
22	519,127,352	574,606,817	558,531,280	441,786
23	1,465,722,126	1,645,722,208	1,537,402,992	2,829,122
24	2,259,864,001	2,552,070,622	2,307,041,548	4,986,849
25	1,242,360,225	1,923,016,915	1,395,357,884	2,339,372
26	2,422,285,431	2,960,437,340	2,624,507,962	2,884,409
27	2,494,956,685	2,937,325,173	2,558,489,677	2,052,028
28	3,230,026,006	3,734,238,221	3,325,421,841	2,436,581
29	3,118,241,009	3,588,829,611	3,133,301,363	11,384,071
30	2,970,171,020	3,431,611,328	2,978,129,158	8,584,977
31	3,395,210,822	4,017,562,123	3,603,551,351	4,175,668
32	4,328,783,800	5,051,024,436	4,563,487,050	3,806,277
33	4,860,817,500	5,343,234,279	4,935,237,934	3,937,888
34	5,005,542,200	5,599,995,639	5,242,429,717	3,483,894
35	6,555,256,000	7,482,565,783	7,087,064,791	1,879,579
36	8,610,803,000	9,694,124,534	9,165,448,955	3,749,075
37	11,165,650,000	12,381,619,392	11,474,383,761	11,741,085
38	13,483,261,000	14,687,045,255	13,642,335,136	2,562,395
39	16,690,961,000	18,068,947,692	16,875,242,599	997,837
40	18,617,839,000	20,036,391,725	18,880,873,479	1,351,274
41	20,713,460,000	23,746,769,075	22,404,095,731	1,790,885
42	25,533,587,000	29,238,594,539	27,392,532,342	1,502,251
43	32,502,876,000	37,193,351,112	35,168,176,044	392,176
44	41,300,921,000	44,464,413,374	41,864,910,054	86,510
45	49,017,915,000	53,873,688,161	50,842,339,777	90,484
46	54,890,462,000	59,125,087,765	55,966,879,578	170,016
47	64,564,687,000	67,515,029,554	63,608,685,783	127,160
48	82,588,906,000	92,315,997,561	85,277,757,263	605,169
49	106,977,700,000	115,152,525,620	107,119,541,432	564,027
50	101,412,813,000	103,283,417,783	97,206,462,737	211,153

(d) 1 H der	des et la Sala atere	調定に対する	予算に対する	対 前 年	下 比 率	
不納欠損額	収 入 未 済 額	収 入 率	収 入 率	調定	収 入	
2,428	1,272,709	98.7	116.2			
37,033	16,480,290	97.2	107.6	587.8	578.6	
232,101	110,916,237	93.4	104.9	286.4	275.3	
1,824,999	248,190,924	90.4	102.1	155.1	150.1	
112,365,292	417,633,111	72.6	112.3	75.4	60.5	
3,767,475	335,046,312	88.7	108.3	153.9	188.1	
5,474,232	375,413,292	87.1	102.5	99.2	97.5	
15,668,556	395,584,405	89.1	103.0	127.1	130.0	
16,925,895	449,986,424	87.3	100.5	96.1	94.2	
86,727,079	375,340,068	86.8	100.3	95.6	95.0	
70,199,689	347,986,751	89.7	106.1	117.1	121.0	
50,207,967	441,135,696	90.3	105.4	125.7	126.6	
39,391,879	372,542,354	92.4	101.5	105.8	108.1	
26,691,937	334,357,879	93.6	104.7	104.8	106.2	
25,156,852	372,223,719	94.7	108.1	133.6	135.2	
22,521,201	509,903,453	94.5	106.4	129.6	129.3	
21,175,905	897,800,811	92.7	102.8	127.7	125.2	
15,723,234	1,031,549,280	92.9	101.2	118.6	118.9	
11,286,032	1,183,416,898	93.4	101.1	123.0	123.7	
12,644,891	1,144,224,629	94.2	101.4	110.9	111.9	
11,522,731	1,332,941,498	94.3	108.2	118.5	118.7	
17,811,371	1,829,753,077	93.7	107.3	123.1	122.3	
16,119,795	2,009,447,449	94.6	108.2	127.2	128.4	
14,552,768	2,585,037,062	94.2	101.4	119.5	119.0	
20,130,070	3,011,308,798	94.4	103.7	121.2	121.4	
22,805,780	3,135,572,423	94.7	102.0	109.7	110.1	
32,777,392	3,873,693,539	94.2	98.5	114.2	113.7	
43,297,443	6,995,548,024	92.4	103.3	136.7	134.1	
43,335,729	7,990,212,486	93.0	100.1	124.7	125.6	
45,939,471	6,031,226,728	94.1	95.9	89.7	90.7	

年 度	最終予算額	調定額	収 入 額	過 誤 納 額
51	114,819,000,000	113,004,053,547	103,866,798,095	1,270,968
52	126,563,292,000	126,213,157,993	116,906,845,877	367,948
53	121,769,019,000	135,619,576,437	124,196,399,293	99,157
54	142,995,000,000	160,442,250,259	147,537,375,521	87,792
55	160,003,251,000	177,909,121,188	163,582,156,726	248,393
56	176,793,734,000	194,735,314,615	179,383,945,880	322,373
57	186,717,000,000	202,741,298,276	187,445,294,954	795,359
58	187,156,000,000	207,598,149,863	192,053,764,638	77,771
59	201,508,000,000	218,188,048,332	203,961,867,814	21,215
60	218,731,000,000	235,001,879,379	219,397,701,236	28,325
61	218,903,000,000	238,768,696,451	222,052,442,127	11,772
62	235,173,000,000	255,692,850,330	238,064,979,999	8,433
63	273,600,000,000	291,358,317,274	273,637,564,143	_
元	292,991,000,000	313,233,507,138	294,830,246,474	_
2	313,446,000,000	333,007,937,098	313,855,640,113	_
3	330,621,000,000	348,996,353,323	330,401,449,077	_
4	307,953,000,000	332,655,334,891	312,076,479,730	_
5	291,342,000,000	315,339,475,115	292,967,332,053	_
6	284,188,000,000	310,799,277,284	287,343,920,640	_
7	297,277,000,000	313,142,518,395	301,400,974,686	
8	301,996,000,000	315,487,448,044	303,044,833,213	
9	301,378,000,000	316,009,963,391	303,536,035,556	_
10	299,181,000,000	312,913,370,809	301,028,610,537	_
11	286,924,000,000	302,077,425,968	290,354,596,613	_
12	315,567,000,000	330,862,591,279	319,129,740,194	_
13	306,558,000,000	319,114,538,299	307,361,094,504	_
14	268,096,000,000	281,072,309,596	270,083,123,490	_
15	269,633,000,000	281,939,282,839	271,064,203,186	_
16	279,065,000,000	292,891,886,111	282,857,040,001	_
17	306,269,000,000	316,979,971,292	307,543,227,105	_

7 (th. fr. 10 to	(n) 7、 土 汶 貊	調定に対する	予算に対する	対 前 年	下 比 率	
不納欠損額	収 入 未 済 額	収 入 率	収 入 率	調定	収 入	
56,164,457	9,082,361,963	91.9	90.5	109.4	106.9	
62,296,123	9,244,383,941	92.6	92.4	111.7	112.6	
109,662,727	11,313,613,574	91.6	102.0	107.5	106.2	
85,200,263	12,819,762,267	92.0	103.2	118.3	118.8	
115,833,555	14,211,379,300	91.9	102.2	110.9	110.9	
214,876,729	15,136,814,379	92.1	101.5	109.5	109.7	
142,031,874	15,154,766,807	92.5	100.4	104.1	104.5	
209,286,875	15,335,176,121	92.5	102.6	102.4	102.5	
223,790,474	14,002,411,259	93.5	101.2	105.1	106.2	
285,298,570	15,318,907,898	93.4	100.3	107.7	107.6	
333,575,883	16,382,690,213	93.0	101.4	101.6	101.2	
560,197,966	17,067,680,798	93.1	101.2	107.1	107.2	
433,985,669	17,286,767,462	93.9	100.0	113.9	114.9	
521,011,847	17,882,248,817	94.1	100.6	107.5	107.7	
418,042,052	18,734,254,933	94.2	100.1	106.3	106.5	
361,470,798	18,233,433,448	94.7	99.9	104.8	105.3	
459,516,375	20,119,338,786	93.8	101.3	95.3	94.5	
542,203,317	21,829,939,745	92.9	100.6	94.8	93.9	
440,400,431	23,014,956,213	92.5	101.1	98.6	98.1	
502,315,842	11,239,227,867	96.3	101.4	100.8	104.9	
684,851,151	11,757,763,680	96.1	100.3	100.7	100.5	
802,226,040	11,671,701,795	96.1	100.7	100.2	100.2	
511,538,123	11,373,222,149	96.2	100.6	99.0	99.2	
1,408,540,325	10,314,289,030	96.1	101.2	96.5	96.5	
741,606,002	10,991,245,083	96.5	101.1	109.5	109.9	
1,713,426,214	10,040,017,581	96.3	100.3	96.4	96.3	
1,039,674,395	9,949,511,711	96.1	100.7	88.1	87.9	
834,989,376	10,040,090,277	96.1	100.5	100.3	100.4	
974,089,590	9,060,756,520	96.6	101.4	103.9	104.4	
809,250,870	8,627,493,317	97.0	100.4	108.2	108.7	

年 度	最終予算額	調定額	収 入 額	過誤納額
18	330,237,000,000	341,709,512,855	332,924,166,488	_
19	375,557,000,000	384,912,111,125	374,870,256,869	_
20	361,041,030,000	376,316,219,262	366,113,415,832	_
21	294,463,030,000	309,337,630,925	298,629,315,257	_
22	274,529,030,000	291,096,586,273	280,976,234,501	_
23	273,504,010,000	284,927,009,382	275,185,982,227	_
24	277,615,000,000	289,889,896,010	280,410,268,926	_
25	289,648,000,000	299,994,165,019	291,147,225,690	_
26	301,688,000,000	310,725,848,824	302,820,322,949	_
27	341,917,040,000	350,182,714,878	343,173,757,380	_

(単位:円,%)

T /th /th th th	11tm 71 + 125 455	調定に対する	予算に対する	対 前 年 比 率	
不納欠損額	収入未済額	収 入 率	収入率	調定	収 入
735,289,006	8,050,057,361	97.4	100.8	107.8	108.3
790,044,145	9,251,810,111	97.4	99.8	112.6	112.6
645,393,690	9,557,409,740	97.3	101.4	97.8	97.7
567,707,783	10,140,607,885	96.5	101.4	82.2	81.6
577,986,492	9,542,365,280	96.5	102.3	94.1	94.1
617,561,751	9,123,465,404	96.6	100.6	97.9	97.9
930,311,415	8,549,315,669	96.7	101.0	101.7	101.9
774,795,834	8,072,143,495	97.1	100.5	103.5	103.8
752,429,178	7,153,096,697	97.5	100.4	103.6	104.0
665,523,273	6,343,434,225	98.0	100.4	112.7	113.3

平成 28 年 10 月発行

広島県税務統計要覧

(平成28年度版) 第60号

編集兼発行 広島県総務局税務課

〒730-8511 広島市中区基町 10-52

電 話 (082)513-2321